令和5年第3回豊岡市議会(定例会)

※※※※※※※※※※※※ 市長提出議案目録※※※※※※※※※※

(令和5年6月2日開会)

議案番号	件名	頁	15年6月2日開会) 摘 要
報1	専決処分したものの報告について	3	JIN X
(専1)	損害賠償の額を定めることについて	5	交通事故
(専2)	損害賠償の額を定めることについて	7	物損事故
(専3)	損害賠償の額を定めることについて	9	物損事故
(専4)	損害賠償の額を定めることについて	11	物損事故
報 2	専決処分したものの承認を求めることについて	13	
(専5)	豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について	15	
(専6)	令和4年度豊岡市一般会計補正予算(第13号)	33	
(専7)	令和5年度豊岡市一般会計補正予算(第1号)	77	
(専8)	令和5年度豊岡市一般会計補正予算(第2号)	93	
報 3	令和4年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について	107	
報 4	令和4年度豊岡市水道事業会計予算の繰越しについて	113	
報 5	令和4年度豊岡市下水道事業会計予算の繰越しについて	117	
63	豊岡市辺地総合整備計画の変更について	121	
64	業務委託契約の締結について	135	サーバ仮想化基盤等 更新
65	物件購入契約の締結について	137	消防ポンプ自動車等
66	市道路線の変更について	139	市道豊岡病院線 市道九日市荒原線
67	物件購入契約の締結について	147	除雪トラック7t級 (道路維持作業車)
68	物件購入契約の締結について	149	城崎分署高規格救急 自動車
69	物件購入契約の締結について	151	小中学校校務用情報 機器
70	豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 制定について	153	
71	豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について	159	
72	豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	175	
73	豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	187	
74	豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制 定について	203	
75	令和5年度豊岡市一般会計補正予算(第3号)	209	

議案番号	件名	頁	摘要
追加予定	一般社団法人豊岡観光イノベーション第7期の決算及び第8期 の事業計画に関する書類について		
"	豊岡まちづくり株式会社第28期の決算及び第29期の事業計画に 関する書類について		
"	株式会社日高振興公社第29期の決算及び第30期の事業計画に関 する書類について		
"	株式会社シルク温泉やまびこ第19期の決算及び第20期の事業計画に関する書類について		

報告第1号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について(平成28年12月27日議決)の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第180条第2項の規定により報告する。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

- 1 損害賠償の額を定めることについて
- 2 損害賠償の額を定めることについて
- 3 損害賠償の額を定めることについて
- 4 損害賠償の額を定めることについて

専決第1号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について(平成28年12月27日議決)の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和5年5月1日専決

豊岡市長 関貫久仁郎

事件区分及び 事故発生年月日	交通事故 令和5年3月3日(金) 午後4時30分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市泉町157番地先 市道永楽線
相 手 方 の住 所 氏 名	
損害賠償額	162, 250円
事故の概要	総務課職員が公用車 (マイクロバス) を駐車するため、公 用車駐車場に進入しようとした折に、後方不注意により、駐 車中の車両に接触し、損傷させたもの。 (過失割合 豊岡市 10 割)

専決第2号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について(平成28年12月27日議決)の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和5年5月1日専決

豊岡市長 関貫久仁郎

事件区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和5年2月28日(火) 午後5時15分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市大磯町175番32 豊岡市立総合体育館駐車場内
相 手 方 の 住 所 氏 名	
損害賠償額	422,400円
事故の概要	豊岡市立総合体育館駐車場内において、文化・スポーツ振興課職員が公用車を運転中、バリケードに張られていたロープを公用車に引っ掛け、駐車中の車両にロープを接触させ、損傷させたもの。 (過失割合 豊岡市 10 割)

専決第3号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について(平成28年12月27日議決)の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和5年5月1日専決

豊岡市長 関貫久仁郎

事件区分及び	物損事故
事故発生年月日	令和5年2月26日(日) 午後1時30分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市城崎町今津290番36地内 城崎温泉駅前駐車場誘導路
相 手 方 の住 所 氏 名	
損害賠償額	250,400円
	城崎温泉交流センターの屋根材の一部が落下し、城崎駅
事故の概要	前駐車場の入場待ちのため誘導路に駐車中の車両を損傷さ
3. BA 32 BAL SA	せたもの。
	(過失割合 豊岡市 10 割)

専決第4号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について(平成28年12月27日議決)の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和5年5月19日専決

豊岡市長 関貫久仁郎

事件区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和5年4月17日(月) 午後3時頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市出石町弘原185番1 有限会社三共自動車敷地内
相 手 方 の住 所 氏 名	
損害賠償額	44,330円
事故の概要	豊岡市立出石中学校グラウンドにおいて、市職員が刈払機による除草作業中、跳ね飛ばした石により、相手方敷地内に駐車中の自動車の右側後部窓ガラスを損傷させたもの。 (過失割合 豊岡市10割)

報告第2号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

- 1 豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について
- 2 令和4年度豊岡市一般会計補正予算(第13号)
- 3 令和5年度豊岡市一般会計補正予算(第1号)
- 4 令和5年度豊岡市一般会計補正予算(第2号)

専決第5号

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決

豊岡市長 関貫久仁郎

記

豊岡市条例第18号 (以下条例案のとおり)

豊岡市条例第 号

豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例(平成17年豊岡市条例第58号)の一部を次のように改正する。 第46条中「又は」の右に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を 「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の右に「又は第22号の4の2様式」 を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の右に「又は第22号の4の2様式」を加え、 同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の右に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」と「附則第15条第32項」に改め、同条第17項を削る。

附則第10条の3第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。 附則中第15条の2を削り、第15条の2の2を第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌

年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第 7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の 法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項におい て「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4 月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3 月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度 の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(4)中「3,900円」とある のは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同 項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」 に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」 を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、 当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中 「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。 附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を 削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の豊岡市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適 用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号) 附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号) 附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」とい う。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同 条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中

小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による 改正前の豊岡市市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以 上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例 による。
- 5 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 地方税法施行規則の改正により、給与所得に係る特別徴収税額の納入書、法 人市民税の納付書及びたばこ税の納付書の様式をそれぞれ追加すること。(第 46条、第48条、第50条、第98条、第101条関係)
- (2) 肉用牛の売却による事業所得に係る個人の市民税について、所得割額を免除する期間を3年間延長し、令和9年度までとすること。(附則第8条関係)
- (3) 中小企業を対象とした生産性革命・集中投資期間に係る固定資産税の特例措置の廃止に伴い、読替規定において引用する地方税法の規定を削ること。(附則第10条関係)
- (4) 軽自動車税の環境性能割を1%軽減する特例措置を廃止すること。(附則第 15条の2、第15条の6関係)
- (5) 軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、75%を軽減する特例措置及び50%を軽減する特例措置の期間を3年間、25%を軽減する特例措置の期間を2年間それぞれ延長すること。(附則第16条関係)
- (6) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税特例について、特例期間を3年間延長し、令和8年度までとすること。(附則第17条の2関係)
- (7) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 固定資産税及び軽自動車税について、この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。(附則第2項から第5項関係)

豊岡市市税条例新旧対照表

現行

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は

(法人の市民税の申告納付)

48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式______による納付書により納付しなければならない。

2~4 點

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用

改正後 (案)

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は<u>第5号の15の24様式若しくは</u>施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>により</u>納入しなければならない。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による約期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項、第2400月により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2~4 點

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用

年7.3ペーセント)の割合を乗じて がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたとき 計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式 当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月 経過する日までの期間については、

による納付書により納付しなければならな

16

器 $6 \sim 16$ (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

法第321条の12の規定に基づく納付の による納付書 当該不足税額を当該通知書の指定する期限ま 法人の市民税の納税者は、 により納付しなければならない。 でに、施行規則第22号の4様式 告知を受けた場合には、

第2 限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第 1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を 乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければな 不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期 14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る その不足税額に法第321条の8第1項、 前項の場合においては、 らない。 S

•4 略 က

(たばこ税の申告納付の手続)

(以下にの節 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者

計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式 又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならな がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたとき B 年7.3ペーセント)の割合を乗じ、 当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月 経過する日までの期間については、 ť

盤 $6 \sim 16$ (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

法第321条の12の規定に基づく納付の でに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書 告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限ま 法人の市民税の納税者は、 により納付しなければならない。 第50条

頃又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る 不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期 1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を 乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければな 限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第 、その不足税額に法第321条の8第1項、 前項の場合には らない。 α

3・4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節 第98条 において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするはおりないまりを除を受けまうとするたばこ税額がびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばご税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様

式________による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

~₄ 器

前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る 第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長さ れた納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日まで の期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出 した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当す る延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式

による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規

において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により会除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばご税額立びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばご税額その中告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による神告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2を存式に税額さりませば適用を受けようとするたばご税額との5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

~4 略

Ö

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る 第1項又は第2項の約期限(納期限の延長があったときは、その延長さ れた納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日まで の期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出 した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当す る延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2 の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規

定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式

による納付書によって納付しなければならない。

2 器

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

等8条 昭和57年度から合和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 · 3 郡

(読替規定)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2 様式による納付書によって納付しなければならない。

2 器

所 別

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から合和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 · 3 郡

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>又は第63条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3のでは、0004から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条 しょする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

無	第10条の2 略	第1(第10条の2 略
0	略	2	一
က	法 <u>附則第15条第26項第1号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	∞ <i>K</i> ³	法 <u>附則第15条第25項第1号4</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
4	法 <u>附則第15条第26項第1号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	4 K	法 <u>附則第15条第25項第1号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
rΟ	法 <u>附則第15条第26項第1号へ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	rv Vo	法 <u>附則第15条第25項第1号へ</u> に規定する設備について同号に規定す 条例で定める割合は3分の2とする。
9	法 <u>附則第15条第26項第1号二</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	9	法 <u>附則第15条第25項第1号二</u> に規定する設備について同号に規定す 条例で定める割合は3分の2とする。
7	法 <u>附則第15条第26項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。	C	法 <u>附則第15条第25項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
∞	法 <u>附則第15条第26項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。	∞ κ,	法 <u>附則第15条第25項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
6	法 <u>附則第15条第26項第2号へ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	9	法 <u>附則第15条第25項第2号へ</u> に規定する設備について同号に規定す条例で定める割合は3分の2とする。
10	法 <u>附則第15条第26項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	10	法 <u>附則第15条第25項第3号4</u> に規定する設備について同号に規定す 条例で定める割合は2分の1とする。
11	法 <u>附則第15条第26項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	111	法 <u>附則第15条第25項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定す 条例で定める割合は2分の1とする。
12	法 <u>附則第15条第26項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	12	法 <u>附則第15条第25項第3号へ</u> に規定する設備について同号に規定す 条例で定める割合は2分の1とする。
13	法 <u>附則第15条第29項</u> の条例で定める割合は3分の2とする。 法 <u>附則第15条第33項</u> の条例で定める割合は2分の1とする。	13	法 <u>附則第15条第28項</u> の条例で定める割合は3分の2とする。 法 <u>附則第15条第32項</u> の条例で定める割合は2分の1とする。

- 法附則第15条第34項の条例で定める割合は3分の2とする。 15
- 点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(中小企業等経 法附則第64条に規定する条例で定める割合は0(生産性の向上に重 第50条第2項に規定する同意導入促 17

(平成11年法律第18号)

営強化法

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとす に定める業種に属する事業の用に供する法附則 とする 第64条に規定する特例対象資産にあっては0) 進基本計画をいう

る者がすべき申告)

密 第10条の3

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定 当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修 次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写 7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修 後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号) 書類を添付して市長に提出しなければならない。 の適用を受けようとする者は、 が完了した目から3月以内に、

摇

(1)~(4) 駱

施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった 当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 2

密 9

盤

法附則第15条第33項の条例で定める割合は3分の2とする。 15

盤 16 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとす る者がすべき申告)

器 第10条の3

 $2\sim10$

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定 の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写 7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修 後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号) 書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $1) \sim (4)$

施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった 当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (2)

密 9

盤

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準

用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さな

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 略

2~4 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

2 密

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の

4 (第2号に係る部分に限る。) 及び前項の規定の適用については、当 該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中 「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から<u>第8項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2

盤

2~4 點

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

 (軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の

左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

松

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が合和2年4月1日から合和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には合和3年度分

軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

松

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる字句とする。表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2, 000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3, 500円
	10,800円	5, 400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1, 900円
	5,000円	2, 500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車の うち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対す る第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年

左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

密

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が合和4年4月1日から合和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

盤

4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5, 200円
	10, 800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2, 900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には合和5年度分の軽自動車税の間に初回車両番号指定を受けた場合には合和5年度分の軽自動車税の権別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車 (自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用につい ては、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の 種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には合和5年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には合和5年2月31 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の左欄に掲げる同条の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 7 法<u>附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自</u> 動車 対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から合和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、<u>第3項の表の左</u>欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句 とする。 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年3月31日までの間に初回車両番号設ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から合和5年3月31日までの間に初回車両番号間に初回車両番号指定を受けた場合には合和5年8分

の軽自動車税の種別割に限り、<u>第4項</u>の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の

3 法<u>附則第30条第3項</u>の規定の適用を受ける<u>3輪以上の法第446条第</u> 1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。) (営業用の乗用のものに限る。) に対する第82条の規定の適用については 、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から合和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(4)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とする。

4 法<u>附則第30条第4項</u>の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については<u></u>

軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上のを自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の

認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 · 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得 に係る市民税の課税の特例) 昭和63年度から合和5年度までの各年度分の個人の市民税 (租税特別措置法第31条第1項に規定する土地 いう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優 良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住 に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所 (同項に規定する譲渡を 宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に (次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。 次項 において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡 得の基因となる土地等 規定する譲渡所得 の所得割の額は、 第17条の2

)・(2) 器

2 前項の規定は、昭和63年度から合和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の

認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2.3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得 に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から合和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡が等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

2 前項の規定は、昭和63年度から合和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の

規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定 地のための譲渡ではなかったものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止者しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定 地のための譲渡ではなかったものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に

第24条

る市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7 第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義

務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定す

専決第6号

令和4年度豊岡市一般会計補正予算(第13号)

令和4年度豊岡市の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ461,495千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,759,422千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年3月31日専決

豊岡市長 関貫久仁郎

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地 方 譲 与 税		449, 007	△15, 007	434, 000
	1. 地方揮発油譲与税	83, 172	5, 460	88, 632
	2. 自動車重量譲与税	283, 748	△18, 457	265, 291
	4.森林環境讓与税	81, 678	△2, 390	79, 288
	5. 航空機燃料讓与税	409	380	789
3. 利 子 割 交 付 金		7, 211	△2, 154	5, 057
	1.利 子 割 交 付 金	7, 211	△2, 154	5, 057
4. 配 当 割 交 付 金		61, 149	13, 829	74, 978
	1.配 当 割 交 付 金	61, 149	13, 829	74, 978
5. 株式等譲渡所得割交付金		63, 979	△10, 350	53, 629
	1. 株式等譲渡所得割交付金	63, 979	△10, 350	53, 629
6. 法人事業税交付金		99, 738	54, 485	154, 223
	1. 法人事業税交付金	99, 738	54, 485	154, 223
7. 地方消費税交付金		1, 890, 000	22, 782	1, 912, 782
	1. 地方消費税交付金	1, 890, 000	22, 782	1, 912, 782
8. ゴルフ場利用税交付金		11, 109	255	11, 364
	1. ゴルフ場利用税交付金	11, 109	255	11, 364
9. 自動車取得税交付金		0	1, 051	1, 051
	1. 自動車取得税交付金	0	1, 051	1, 051
10. 環境性能割交付金		78, 069	△10, 565	67, 504
	1. 環境性能割交付金	78, 069	△10, 565	67, 504
11. 地方特例交付金		57, 365	7, 577	64, 942
	1.地方特例交付金	49, 365	11, 293	60, 658
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別 交 付 金	8,000	△3, 716	4, 284
12. 地 方 交 付 税		17, 393, 833	676, 921	18, 070, 754
	1. 地 方 交 付 税	17, 393, 833	676, 921	18, 070, 754
13. 交通安全対策特別交付金		11, 363	△1, 736	9, 627

一般会計

(単位 千円)

		款				項			補正前の額	補正額	計
					1. 交通	安全対策	策特別交付	付金	11, 363	△1,736	9, 627
16.	玉	庫 支	出	金					7, 064, 352	144, 374	7, 208, 726
					2. 国	庫	浦 助	金	4, 045, 322	144, 374	4, 189, 696
17.	県	支	出	金					3, 470, 296	△2, 539	3, 467, 757
					2. 県	補	助	金	1, 409, 066	△2, 539	1, 406, 527
18.	財	産	収	入					112, 788	△46, 670	66, 118
					2. 財	産 売	払収	入	66, 486	△46, 670	19, 816
20.	繰	入		金					1, 341, 918	△348, 077	993, 841
					2. 基	金絲	巣 入	金	1, 205, 049	△348, 077	856, 972
22.	諸	収		入					2, 577, 119	33, 919	2, 611, 038
					5. 雑			入	1, 990, 968	33, 919	2, 024, 887
23.	市			債					2, 839, 700	△56, 600	2, 783, 100
					1. 市			債	2, 839, 700	△56, 600	2, 783, 100
		歳	入		合	Ē	 		51, 297, 927	461, 495	51, 759, 422

歳 出 (単位 千円)

		款	項					補正前の額	補 正 額	計	
2.	総	務	費						8, 010, 390	464, 720	8, 475, 110
				1. 総	務	管	理	費	7, 271, 117	464, 720	7, 735, 837
12.	公	債	費						6, 345, 885	△3, 225	6, 342, 660
				1. 公		債		費	6, 345, 885	△3, 225	6, 342, 660
		歳	出	合		計			51, 297, 927	461, 495	51, 759, 422

第 2 表 地方債補正

(単位 千円) 変 限 度 額 起 債 \mathcal{O} 目 的 補 正 前 補 正 後 バス交通対策事業 20,500 20,400 [20,400] [20,500]70,200 65,100 庁 備 業 費 舎] [65,100][60,000]出 石 庁 54,500 54,400 コミュニティセンター整備事業費 [45,500] [45,400]〔清滝地区コミュニティセンター〕 65,500 子育て支援総合拠点等整備事業費 48,400 清掃施設整備事業 56,900 53,400 [56,900] [53,400] 〔北但ごみ処理施設〕 109,100 108,400 業 土 改 良 事 [2,700][2,600]] 下 井 地 区 地] [14,000][13,900]町 区 [基幹農道長寿命化事業] [22,500][22,100][12,800] [12,700] 〔農道橋耐震化事業〕 5,700 5,600 備 業 林 道 整 事 費 [5,600]線] [5,700]内水処理施設整備事業費 430,000 429,900 [430,000] [429,900] 〔排水ポン プ施設〕 29,000 28,600 土 木 管 理 事 業 費 [13,000] [13,200] [江 原 樋] 樋 [16,000] [15,400] [尚 管] 221,800 210,300 路 備 事 業 道 整 費 [25,600] [25,300] 上 吉 線] 池 日 [63,600] [大規模舗装修繕事業] [68,600] [19,200] [18,800] 道路 防災 事 業) [16,900] [17,000]風 早 線]

起債の目的	限 度	
	補 正 前	補 正 後
[側 溝 整 備 事 業]	[20,300]	[14,600]
橋りょう整備事業費	149,200	150,600
〔 栃 江 橋 〕	[9,300]	[9,200]
〔橋りょう長寿命化事業〕	[95,600]	[97,100]
消雪装置整備事業費	63,800	62,500
河川改良事業費	86,500	85,800
〔河川浚渫事業〕	[37,000]	[36,900]
〔普通河川整備事業〕	[49,500]	[48,900]
消防防災施設整備事業費	216,500	203,300
〔 消 火 栓 〕	[18,000]	[16,200]
〔消防団施設〕	[71,800]	[60,500]
〔 救 命 機 器 〕	[3,200]	[3,100]
認定こども園整備事業費	102,200	99,400
〔(仮称)蓼川認定こども園〕	[43,400]	[40,600]
新文化会館整備事業費	128,600	128,500
保健体育施設整備事業費	268,600	268,100
〔豊岡総合体育館〕	[225,400]	[225,300]
〔出石海洋センター〕	[34,500]	[34,300]
〔五荘小学校夜間照明〕	[8,700]	[8,500]
過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	138,300	137,600
計	2,839,700	2,783,100

令 和 4 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 13 号) に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総 括 (歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
2. 地 方 譲 与 税	449, 007	△15, 007	434, 000
3. 利 子 割 交 付 金	7, 211	△2, 154	5, 057
4. 配 当 割 交 付 金	61, 149	13, 829	74, 978
5. 株式等譲渡所得割交付金	63, 979	△10, 350	53, 629
6. 法人事業税交付金	99, 738	54, 485	154, 223
7. 地方消費税交付金	1, 890, 000	22, 782	1, 912, 782
8. ゴルフ場利用税交付金	11, 109	255	11, 364
9. 自動車取得税交付金	0	1,051	1,051
10. 環境性能割交付金	78, 069	△10, 565	67, 504
11. 地 方 特 例 交 付 金	57, 365	7, 577	64, 942
12. 地 方 交 付 税	17, 393, 833	676, 921	18, 070, 754
13. 交通安全対策特別交付金	11, 363	$\triangle 1,736$	9, 627
16. 国 庫 支 出 金	7, 064, 352	144, 374	7, 208, 726
17. 県 支 出 金	3, 470, 296	△2, 539	3, 467, 757
18. 財 産 収 入	112, 788	△46, 670	66, 118
20. 繰 入 金	1, 341, 918	△348, 077	993, 841
22. 諸 収 入	2, 577, 119	33, 919	2, 611, 038
23. 市 債	2, 839, 700	△56, 600	2, 783, 100
歳 入 合 計	51, 297, 927	461, 495	51, 759, 422

(歳 出)

		款		補 正 前 の 額	補正額	計
2.	総	務	費	8, 010, 390	464, 720	8, 475, 110
3.	民	生	費	14, 737, 165	0	14, 737, 165
4.	衛	生	費	5, 274, 438	0	5, 274, 438
6.	農	林 水 産	業費	2, 080, 323	0	2, 080, 323
7.	商	工	費	2, 893, 250	0	2, 893, 250
8.	土	木	費	5, 668, 032	0	5, 668, 032
9.	消	防	費	1, 579, 769	0	1, 579, 769
10.	教	育	費	4, 312, 110	0	4, 312, 110
12.	公	債	費	6, 345, 885	△3, 225	6, 342, 660
	歳	出合	計	51, 297, 927	461, 495	51, 759, 422

(単位 千円)

	補	正	額	の	財	源	内	訳			
特	定		財			源			 般	財	源
国県支出金	地	方	債		そ	0)	他		/JX	¥1	1/2/5
		2	∆23 , 000				2, 664				485, 056
							△3, 426				3, 426
			△3, 500								3, 500
			△800								800
12, 064											△12, 064
132, 310		۷	△12, 600								△119, 710
		2	△13, 200								13, 200
			△3, 500				△100				3, 600
											△3, 225
144, 374			△56, 600				△862				374, 583

2. 歳 入

(款) 2. 地方譲与税

(項) 1. 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方揮発油譲与税	83, 172	5, 460	88, 632
計	83, 172	5, 460	88, 632

(款) 2. 地方譲与税

(項) 2. 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 自動車重量譲与税	283, 748	△18, 457	265, 291
計	283, 748	△18, 457	265, 291

(款) 2. 地方譲与税

(項) 4. 森林環境讓与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 森 林 環 境 譲 与 税	81,678	△2, 390	79, 288
計	81,678	△2, 390	79, 288

(款) 2. 地方譲与税

(項) 5. 航空機燃料讓与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 航空機燃料讓与税	409	380	789
<u>≅</u> †	409	380	789

(款) 3. 利子割交付金

(項) 1. 利子割交付金

	ļ				補正前の額	補正額	計
1. 利	子 害	· 交	付	金	7, 211	△2, 154	5, 057
	計	ŀ			7, 211	△2, 154	5, 057

		節			説	明	
	区	分	金	額	市地		
1. +	1. 地方揮発油譲与税 5,			5, 460	地方揮発油讓与税		5, 460

(単位 千円)

		節			説	明	
	区	分	金	額	~-	- 51	
1.	1. 自動車重量譲与税		Δ	18, 457	自動車重量讓与税	△18 , 457	

(単位 千円)

	節			説	明
X	分	金	額		
1. 森林環境譲与税 △2,39		△2, 390	森林環境讓与税	△2, 390	

(単位 千円)

		節				明
	区	分	金	額		<i>7</i> •
1.	1. 航空機燃料譲与税 380			380	航空機燃料讓与税	380

節		説	明
区 分	金額	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	7.
1. 利子割交付	È △2, 154	利子割交付金	△2, 154

(款) 4. 配当割交付金

(項) 1. 配当割交付金

目				補正前の額	補正額	計		
1. 配	当	割	交	付	金	61, 149	13, 829	74, 978
		計				61, 149	13, 829	74, 978

(款) 5. 株式等譲渡所得割交付金

(項)1. 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 株式等譲渡所得割交付金	63, 979	△10, 350	53, 629
計	63, 979	△10, 350	53, 629

(款) 6. 法人事業税交付金

(項) 1. 法人事業税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 法 人 事 業 税 交 付 金	99, 738	54, 485	154, 223
計	99, 738	54, 485	154, 223

(款) 7. 地方消費税交付金

(項) 1. 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方消費税交付金	1, 890, 000	22, 782	1, 912, 782
計	1, 890, 000	22, 782	1, 912, 782

(款) 8. ゴルフ場利用税交付金

(項) 1. ゴルフ場利用税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. ゴルフ場利用税交付金	11, 109	255	11, 364
計	11, 109	255	11, 364

	節			説	明	
	区 分	金	額		21	
1.	配 当 割 交 付 金		13, 829	配当割交付金		13, 829

(単位 千円)

節		説	明
区分	金額	~-	,,
1. 株式等譲渡所得割交付 金	△10, 350	株式等譲渡所得割交付金	△10, 350

(単位 千円)

		節				明	
	区	分	金	額	p/L		
1.	1. 法人事業税交付金			54, 485	法人事業税交付金		54, 485

(単位 千円)

		節			説	明	
	区	分	金	額	~-	.\forall 1	
1.	1. 地方消費税交付金			22, 782	地方消費税交付金		22, 782

	節			説	明	
区	分	金	額		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
1. ゴルフ場利用税交付金			255	ゴルフ場利用税交付金		255

(款) 9. 自動車取得税交付金

(項) 1. 自動車取得税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 自動車取得税交付金	0	1,051	1,051
計	0	1,051	1, 051

(款) 10. 環境性能割交付金

(項) 1. 環境性能割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 環境性能割交付金	78, 069	△10, 565	67, 504
11th E.	78, 069	△10, 565	67, 504

(款)11. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地 方 特 例 交 付 金	49, 365	11, 293	60, 658
計	49, 365	11, 293	60, 658

(款)11. 地方特例交付金

(項) 2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減 収補填特別交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	8,000	△3, 716	4, 284
計	8,000	△3,716	4, 284

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目				補正前の額	補正額	計
1. 地 力	方 交	付 看	ź	17, 393, 833	676, 921	18, 070, 754
	計			17, 393, 833	676, 921	18, 070, 754

		節			説	明	
	区	分	金	額		74	
1.	自動車取	文得税交付金		1, 051	自動車取得税交付金		1, 051

(単位 千円)

	節				説	明		
	区	分	金	額		7.		
1.	環境性	能割交付金	Δ	10, 565	環境性能割交付金	△10, 565		

(単位 千円)

	節			説	明
区	分	金	額		,
1. 地方年	特 例 交 付 金		11, 293	地方特例交付金	11, 293

(単位 千円)

		節			説	明	
	区	分	金	額			
1.	感染症效	マナウイルス 対策地方税減 特別交付金		△3, 716	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付 金		△3, 716

節		説	明
区 分	金額		,,
1. 地 方 交 付 税	676, 921	特別交付税	676, 921

(款)13. 交通安全対策特別交付金

(項) 1. 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 交通安全対策特別交付金	11, 363	△1,736	9, 627
計	11, 363	△1,736	9, 627

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
6. 土 木 費 国 庫 補 助 金	323, 816	132, 310	456, 126
21. 地方創生臨時交付金	1, 317, 120	12, 064	1, 329, 184
# 	4, 045, 322	144, 374	4, 189, 696

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総 務 費 県 補 助 金	26, 536	△2, 539	23, 997
計	1, 409, 066	△2, 539	1, 406, 527

(款) 18. 財産収入

(項) 2. 財産売払収入

田	補正前の額	補正額	計
1. 不動産売払収入	61, 538	△50, 499	11, 039
2. 物 品 売 払 収 入	4, 340	3, 829	8, 169
計	66, 486	△46, 670	19, 816

節		説	明
区 分	金額	<i>N</i> -2	<i>,</i>
1. 交通安全対策特別交付 金	△1, 736	交通安全対策特別交付金	△1, 736

(単位 千円)

	節		説	明
区	分	金 額		,,
1. 道路橋 金	りょう費補助	132, 3	0 防災・安全交付金 雪害対策事業費 臨時道路除雪事業費補助金	19, 310 19, 310 113, 000
1. 地方創	生臨時交付金	12, 0	4 地方創生臨時交付金	12, 064

(単位 千円)

	節			説	明	
区	分	金	額		/ -	
1. 総務管	1. 総務管理費補助金		△2, 539	市町振興支援交付金	△2, 539	

節		説	明
区 分	金額	7.2	7.
1. 土地壳払収入	△50, 499	土地壳払収入	△50, 499
1. 物品壳払収入	3, 829	不用物品売払収入	3, 829

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	405, 783	△347, 215	58, 568
13. 地域振興基金繰入金	462, 592	2, 838	465, 430
16. 公共施設整備基金繰入金	182, 900	△3, 700	179, 200
# 	1, 205, 049	△348, 077	856, 972

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑 入	1, 990, 148	33, 919	2, 024, 067
計	1, 990, 968	33, 919	2, 024, 887

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

			目				補正前の額	補正額	計
2.	総	務				債	263, 800	△22, 400	241, 400
4.	衛		生			債	101, 000	△3, 500	97, 500
6.	農	林	水	産	業	債	184, 000	△800	183, 200
8.	土	木 債				債	1, 091, 500	△12, 600	1, 078, 900

節		説	明
区分	金額		<i>,</i> ,
1. 財政調整基金繰入金	△347, 215	財政調整基金繰入金	△347, 215
1. 地域振興基金繰入金	2,838	地域振興基金繰入金	2, 838
1. 公共施設整備基金組入		公共施設整備基金繰入金	△3, 700

(単位 千円)

	節		説	明
区	分	金 額		<i>7</i> •
3. 雑	入	33, 919	兵庫県市町村振興協会市町交付金	33, 919

節								説	明
	区			分		金	額		,,
1.	総	務	管	理	債	2	∆22, 400	バス交通対策事業債 イナカー 庁舎整備事業債 出石庁舎 コミュニティセンター整備事業債 清滝地区コミュニティセンター 子育て支援総合拠点等整備事業債	$\triangle 100$ $\triangle 100$ $\triangle 5, 100$ $\triangle 5, 100$ $\triangle 100$ $\triangle 17, 100$
2.	清		掃		債		△3, 500	清掃施設整備事業債 北但ごみ処理施設	$\triangle 3,500$ $\triangle 3,500$
1.	農		業		債		△700	土地改良事業債 下鶴井地区 内町地区 基幹農道長寿命化事業 農道橋耐震化事業	△700 △100 △100 △400 △100
2.	林		業		債		△100	林道整備事業債 シシブシ線	△100 △100
1.	土	木	管	理	債		△500	内水処理施設整備事業債 排水ポンプ施設 土木管理事業債 江原樋門 鶴岡樋管	△100 △100 △400 200 △600

(項) 1. 市債

		目		補正前の額	補正額	計
	(土	木	債)			
9.	消	防	債	216, 500	△13, 200	203, 300
10.	教	育	債	499, 400	△3, 400	496, 000
15.	過疎対第 発 展	竞事業債(過疎地域 特別事業	或持続的 分)	138, 300	△700	137, 600
		= +		2, 839, 700	△56, 600	2, 783, 100

節		説	明
区 分	金額	ν	21
2. 道路橋りょう債	△11, 400	道路整備事業債 池上日吉線 大規模舗装修繕事業 道路防災事業 風早線 側溝整備事業 橋りよう整備事業債 栃江橋 橋りよう長寿命化事業 消雪装置整備事業債	$\triangle 11,500$ $\triangle 300$ $\triangle 5,000$ $\triangle 400$ $\triangle 100$ $\triangle 5,700$ $1,400$ $\triangle 100$ $1,500$ $\triangle 1,300$
3. 河 川 債	△700	河川改良事業債 河川浚渫事業 普通河川整備事業	△700 △100 △600
1. 消 防 債	△13, 200	消防防災施設整備事業債 消火栓 消防団施設 救命機器	△13, 200 △1, 800 △11, 300 △100
1. 教 育 総 務 債	△2, 800	認定こども園整備事業債 (仮称) 蓼川認定こども園	△2, 800 △2, 800
5. 社 会 教 育 債	△100	新文化会館整備事業債	△100
6. 保 健 体 育 債	△500	保健体育施設整備事業債 豊岡総合体育館 出石海洋センター 五荘小学校夜間照明	△500 △100 △200 △200
1. 過疎対策事業債(過 疎地域持続的発展特 別 事 業 分)	△700	過疎対策事業債(過疎地域持続的発展特別事業分)	△700

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	/32/14 1/31
5. 財 産 管 理 費	1, 805, 530	464, 720	2, 270, 250			△5, 700	470, 420
8. 公共交通対策費	361, 697	0	361, 697		△200		200
13. 城崎振興局費	25, 509	0	25, 509		△500		500
14. 竹野振興局費	50, 051	0	50, 051		△300		300
16. 出石振興局費	155, 987	0	155, 987		△5, 100	2, 100	3, 000
32. 地域コミュニティ 推 進 費	390, 170	0	390, 170		200		△200
34. 地方創生推進事業費	728, 050	0	728, 050		△17, 100	6, 264	10, 836
: :::::::::::::::::::::::::::::::::::	7, 271, 117	464, 720	7, 735, 837		△23, 000	2, 664	485, 056

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	= -	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	750,14 641
10. 医療費助成事業費	356, 851			0	356, 851						$\triangle 1$,	426	1, 426
計	4, 638, 302			0	4, 638, 302						△1,	426	1, 426

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	/32/14/01/
1. 児童福祉総務費	1, 786, 369			0	1, 786, 369						$\triangle 2$,	000	2, 000
計	5, 670, 015			0	5, 670, 015						$\triangle 2$,	, 000	2,000

節		,	十二 111/
区 分	金額	説 明	
24. 積 立 金	464, 720	基金管理費 【財政課・農林水産課・こども育成課】 財政調整基金積立金 市債管理基金積立金 森林環境基金積立金	464, 720 450, 000 14, 520 200
		財源更正	

(単位 千円)

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	10014 1011
2. 塵 芥 処 理 費	501, 072			0	501, 072			△3,	500				3, 500
計	564, 678			0	564, 678			△3,	500				3, 500

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

								補	正	額	の	財	源	内	訳
	目	1	補正前の額	補	正	額	= -	特	定		財	源			一般財源
								国県支出金	地	方	債	そ	の	他	75074 151
5. 農	地	ŧ	672, 091			0	672, 091			Δ	2700				700
	計		1, 797, 378			0	1, 797, 378			Δ	2700				700

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

					補	正額の	財 源	内	訳
目	補正前の額	補 正	額	計	特	定 財	源		一般財源
					国県支出金	地方債	その	他	100,14 041
2. 林 業 振 興 費	183, 362		0	183, 362		△100			100
計	226, 802		0	226, 802		△100			100

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	/42/14 1/31
2. 商 工 振 興 費	2, 388, 951			0	2, 388, 951	12, 064							△12, 064
11-11-11	2, 893, 250			0	2, 893, 250	12, 064							△12, 064

	節					
区	分	金	額	説	明	
				財源更正		

(単位 千円)

	節						
区	分	金	額	説	明		
				財源更正			

(単位 千円)

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

	節						
区	分	金	額	説	明		
				財源更正			

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	732717 1/21
3. 内 水 処 理 費	446, 350	0	446, 350		△100		100
4. 排水機樋門管理費	99, 298	0	99, 298		△400		400
11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11	855, 802	0	855, 802		△500		500

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	750 4 54
2. 道 路 維 持 費	378, 558	0	378, 558		△11, 100		11, 100
3. 道路新設改良費	144, 809	0	144, 809		△400		400
4. 雪 害 対 策 費	587, 992	0	587, 992	132, 310	△1,300		△131,010
5. 橋りょう維持費	274, 877	0	274, 877		1,500		△1,500
6. 橋りょう新設改良費	169, 904	0	169, 904		△100		100
計	1, 752, 540	0	1, 752, 540	132, 310	△11, 400		△120, 910

(款) 8. 土木費

(項) 3. 河川費

					補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正	額	計	特	定 財	源	一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1. 河川総務費	105, 602		0	105, 602		△700		700
計	105, 602		0	105, 602		△700		700

	節				(
区	分	金	額	説	明		
				財源更正			
				財源更正			

(単位 千円)

	節				(
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	12001
2. 非常備消防費	381, 675	0	381, 675		△11,300		11, 300
3. 消 防 施 設 費	113, 908	0	113, 908		△1,900		1,900
計	1, 579, 769	0	1, 579, 769		△13, 200		13, 200

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	=	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	/42/14 1/41
9. 認定こども園費	219, 729			0	219, 729			$\triangle 2$, 900				2, 900
計	942, 966			0	942, 966			$\triangle 2$, 900				2, 900

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	=	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	750,14 641
3. 小学校施設整備費	18, 820			0	18, 820						\triangle	200	200
計	664, 365			0	664, 365						Δ	200	200

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

					補	正額の	財源「	勺	訳
目	補正前の額	補正	額	計	特	定財	源		一般財源
					国県支出金	地方債	その1	也	/4/2/1/ 1//1/
15. 新文化会館整備費	154, 620		0	154, 620		△100			100
計	894, 672		0	894, 672		△100			100

	節				
区	分	金	額	竞	明
				財源更正	
				財源更正	

(単位 千円)

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

(単位 千円)

	節				
区	分	金	額	說	明
				財源更正	

	節		
区	分	金額	説
			財源更正

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

				補	正額の	財 源 内	訳
I	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	750.4 64.
1. 保健体育総務費	69, 119	0	69, 119		△200		200
3. 出石海洋センター 費	93, 450	0	93, 450		△200		200
4. 体 育 館 費	278, 474	0	278, 474		△100	100	
11111111	1, 247, 298	0	1, 247, 298		△500	100	400

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	7,000,00
2. 利 子	190, 921	△3, 225	187, 696				△3, 225
計	6, 345, 885	△3, 225	6, 342, 660				△3, 225

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	
				財源更正	
				財源更正	

	節				
区	分	金	額	説	
償還金、 引	利子及び割 料		△3, 225	市債利子 【財政課】 市債利子 一時借入金利子 【財政課】 一時借入金利子	△228 △228 △3,000 △3,000

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに 当該年度末における現在高の見込みに関する調書

		区	分		前前年度末現 在 高		当該年	年 度 中
							補正前の額	補 正 額
1. 普	通	債			32, 433, 342	30, 150, 527	3, 026, 800	△ 55,900
(1)	総			務	4, 702, 690	4, 385, 078	263, 800	△ 22, 400
(3)	衛			生	6, 017, 186	5, 285, 633	101, 000	△ 3,500
(4)	農	林	水	産	996, 294	1, 018, 090	184, 000	△ 800
(6)	土			木	7, 083, 294	7, 010, 903	1, 545, 800	△ 12,600
(7)	消			防	3, 530, 437	3, 591, 986	217, 500	△ 13, 200
(8)	教			育	8, 303, 927	7, 329, 669	598, 400	△ 3, 400
3. そ	0)	他債			16, 217, 267	15, 751, 836	483, 500	△ 700
(5)		疎 対 策 東地域持続的		業 債 事業分)	436, 868	415, 436	138, 300	△ 700
		合	計		48, 966, 557	46, 189, 535	3, 510, 300	△ 56,600

(単位 千円)

増減	見	込	み	当	該	年	疳	末	現	在	高	見	込	額
見 込 額	E		下度 中 賞 還 見	=	11人	+	汉	/\ <u> </u>	九	11.	[□] ,	九		彻
補正後の	- 大工	元 亚 [i <u>入</u>	* & 允	補	正前	j Ø	額	補	正	額	補〕	Εð	後の	額
2, 970, 9	00	4, 5	53, 809	2	8, 62	23, 5	18	\triangle	55	, 900	28	3, 5	67,	618
241, 4	.00	68	89, 160		3, 95	59, 7	18	\triangle	22	, 400		3, 9	37,	318
97, 5	000	68	80, 402		4, 70	06, 2	31	_	3	, 500	2	1, 7	02,	731
183, 2	00	10	05, 596		1, 09	96, 4	94		\triangle	800		1,0	95,	694
1, 533, 2	00	96	67, 898		7, 58	88, 8	05	\triangle	12	, 600	7	7, 5	76,	205
204, 3	00	63	35, 477		3, 17	74, 0	09	\triangle	13	, 200		3, 1	60,	809
595, 0	000	1, 15	57, 848		6, 77	70, 2	21	۷	3	, 400	(5, 7	66,	821
482, 8	300	1, 5	52, 241	1	4, 68	33, 0	95		\triangle	700	14	4, 6	82,	395
137, 6	600	14	44, 668		40	09, 0	68		\triangle	700		4	08,	368
3, 453, 7	00	6, 15	54, 946	4	3, 54	14, 8	89	\triangle	56	, 600	43	3, 4	88,	289

歳入補正予算総括表

意	大 名	称	補正前の額	補正額	計
2	地 方 譲	与 税	449, 007	△ 15,007	434, 000
3	利 子 割 交	付 金	7, 211	\triangle 2, 154	5, 057
4	配 当 割 交	付 金	61, 149	13, 829	74, 978
5	株式等譲渡所得	割交付金	63, 979	△ 10, 350	53, 629
6	法人事業税	交 付 金	99, 738	54, 485	154, 223
7	地方消費税	交 付 金	1, 890, 000	22, 782	1, 912, 782
8	ゴルフ場利用和	说交付金	11, 109	255	11, 364
9	自動車取得税	交付金	0	1, 051	1, 051
10	環境性能割	交 付 金	78, 069	\triangle 10, 565	67, 504
11	地方特例。	交 付 金	57, 365	7, 577	64, 942
12	地 方 交	付 税	17, 393, 833	676, 921	18, 070, 754
13	交通安全対策特	別交付金	11, 363	△ 1,736	9, 627
16	国 庫 支	出 金	7, 064, 352	144, 374	7, 208, 726
17	県 支 は	出金	3, 470, 296	△ 2,539	3, 467, 757
18	財 産 山	又入	112, 788	△ 46, 670	66, 118
20	繰 入	金	1, 341, 918	△ 348, 077	993, 841
22	諸 収	入	2, 577, 119	33, 919	2, 611, 038
23	市	債	2, 839, 700	△ 56,600	2, 783, 100
	歳入合計		51, 297, 927	461, 495	51, 759, 422

	主な	内 容	
地方揮発油譲与税	5, 460	自動車重量譲与税	△ 18, 457
森林環境譲与税	△ 2,390	航空機燃料譲与税	380
地方特例交付金	11, 293	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	△ 3, 716
特別交付税	676, 921		
	19, 310	臨時道路除雪事業費	113, 000
地方創生臨時交付金	12,064		,
市町振興支援交付金	\triangle 2,539		
土地壳払収入	△ 50, 499	不用物品壳払収入	3, 829
財政調整基金	△ 347, 215	地域振興基金	2, 838
公共施設整備基金	△ 3,700		
兵庫県市町村振興協会市町交付金	33, 919		
バス交通対策事業債	△ 100	庁舎整備事業債	△ 5, 100
コミュニティセンター整備事業債	△ 100	子育て支援総合拠点等整備事業債	\triangle 17, 100
清掃施設整備事業債	\triangle 3, 500	土地改良事業債	△ 700
林道整備事業債	△ 100	内水処理施設整備事業債	△ 100
土木管理事業債	△ 400	道路整備事業債	\triangle 11,500
橋りょう整備事業債	1, 400	消雪装置整備事業債	\triangle 1, 300
河川改良事業債	△ 700	消防防災施設整備事業債	△ 13, 200
認定こども園整備事業債	△ 2,800	新文化会館整備事業債	△ 100
保健体育施設整備事業債	△ 500	過疎対策事業債(過疎地域持続的発展特別事業分)	△ 700

歳出補正予算総括表

詩	欽	名	称	補正前の額	補 正 額	言 +
2	総	務	費	8, 010, 390	464, 720	8, 475, 110
12	公	債	費	6, 345, 885	△ 3, 225	6, 342, 660
	歳 出 合 計			51, 297, 927	461, 495	51, 759, 422

	主 な 内 容	
基金管理費	464, 720	
市債利子	△ 225 一時借入金利子	△ 3,000

歳出節別補正予算

番号	節別	補正前の額	補 正 額	計
22	償還金、利子及び割引料	6, 921, 935	△ 3,225	6, 918, 710
24	積 立 金	1, 590, 756	464, 720	2, 055, 476
	歳 出 合 計	51, 297, 927	461, 495	51, 759, 422

歳出性質別補正予算

番号		性	質	別		補正前の額	補 正 額	計
9	公		債		費	6, 345, 867	△ 3, 225	6, 342, 642
(1)	元	利	償	還	費	6, 342, 867	△ 225	6, 342, 642
(1)	利				子	187, 921	△ 225	187, 696
(2)	1	時 借	入	金 利	子	3,000	△ 3,000	0
10	積		立		金	1, 590, 756	464, 720	2, 055, 476
	疠	歳 出 台	言言	+		51, 297, 927	461, 495	51, 759, 422

一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業> (単位:千円)

			1			
	事業名	予算額		定財		一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
総務費	土 地 管 理 費				△ 5,700	5, 700
	バス交通対策事業費			△ 100		100
	庁 舎 管 理 費 (出 石)			△ 5,100	2, 100	3,000
	コミュニティセンター管理費			△ 100		100
	子育て支援総合拠点等整備事業費			△ 17, 100	6, 264	10, 836
	小計			△ 22, 400	2, 664	19, 736
衛生費	塵芥処理事業費			△ 3,500		3, 500
	小計			△ 3,500		3, 500
農林水産	農業用施設管理費			△ 400		400
業費	基盤整備促進事業費			△ 300		300
	林 道 管 理 費			△ 100		100
	小計			△ 800		800
土木費	内 水 処 理 事 業 費			△ 100		100
	排 水 機 樋 門 管 理 費			△ 400		400
-	道路維持事業費			△ 11, 100		11, 100
-	池上日吉線道路改良事業費			△ 300		300
-	風 早 線 道 路 改 良 事 業 費			△ 100		100
-	雪 害 対 策 事 業 費			△ 1,300		1, 300
-	橋りょう長寿命化事業費			1, 500		△ 1,500
-	栃 江 橋 整 備 事 業 費			△ 100		100
-	河川改良事業費			△ 100		100
-	普 通 河 川 整 備 事 業 費			△ 600		600
	小計			△ 12,600		12, 600
消防費	非 常 備 消 防 事 業 費			△ 11,300		11, 300
-	城崎分署消防設備・施設整備事業費			△ 100		100
-	消火栓管理費			△ 1,800		1,800
	小計			△ 13, 200		13, 200
教育費	認定こども園整備事業費			△ 2,800		2, 800
	新文化会館整備事業費			△ 100		100
	学 校 開 放 事 業 費			△ 200		200
	出石海洋センター管理費			△ 200		200
	豊岡総合体育館管理費			△ 100	100	
	小計			△ 3, 400		3, 300
	合 計			△ 55, 900		53, 136
				,		,

一般会計地方債の内訳

(単位:千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
公 共 事 業 等 債 (充 当 率 90 %)	土 地 改 良 事 業	農地整備事業費負担金(下鶴井地区)	△ 100
	道路整備事業	栃江橋整備事業	△ 100
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	3, 300
	/]\	計	3, 100
防災・減災・国土 強靭化緊急対策事 業債 (充当率100%)	土地改良事業	農道橋耐震化事業	△ 100
	/]\	計	△ 100
合併特例事業債 (充当率95%)	子育て支援総合拠点等 整 備 事 業	子育て支援総合拠点等整備事業	△ 17, 100
	清掃施設整備事業	北但ごみ処理施設整備事業	△ 3,500
	道路整備事業	池上日吉線整備	△ 300
	認定こども園整備事業	(仮称) 蓼川認定こども園整備	△ 2,800
	/ \	計	△ 23,700
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	消防防災施設整備事業	消火栓整備	△ 1,800
(充当率100%)		消防団施設整備	△ 11, 300
		救命機器整備	△ 100
	小	計	△ 13, 200
公共施設等適正管理推進事業債	庁 舎 整 備 事 業	出石庁舎整備事業	△ 5, 100
(充当率90%)	コミュニティセンター整備 事 業	清滝地区コミュニティセンター整備	△ 100
	土 地 改 良 事 業	基幹農道長寿命化事業	△ 400
	道路整備事業	大規模舗装修繕事業	△ 4,300
	新文化会館整備事業	新文化会館整備事業	△ 100
	保健体育施設整備事業	出石海洋センター整備	△ 200
		五荘小学校夜間照明整備	△ 200
		豊岡総合体育館整備	△ 100
	/]\	計	△ 10,500

起債の種類	事 業 名	事業内容	予算計上額
緊急自然災害防止 対策債	林 道 整 備 事 業	シシブシ線整備	△ 100
(充当率100%)	内水処理施設整備事業	排水ポンプ施設整備	△ 100
	土木管理事業	江原樋門整備	200
		鶴岡樋門整備	△ 600
	河 川 改 良 事 業	普通河川整備事業	△ 600
	/]\	計·	△ 1,200
緊急浚渫事業債(充当率100%)	河 川 改 良 事 業	河川浚渫事業	△ 100
	/]\	計	△ 100
辺地対策事業債 (充当率100%)	土地改良事業	農地整備事業 (内町地区)	△ 100
	道路整備事業	道路防災事業	△ 300
		側溝整備事業	△ 2,800
	小	計	△ 3, 200
過 疎 対 策 事 業 債 (充 当 率 100%)	バス交通対策事業	イナカー整備	△ 100
	道路整備事業	大規模舗装修繕事業	△ 700
		道路防災事業	△ 100
		風早線整備事業	△ 100
		側溝整備事業	△ 2,900
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	△ 1,800
	消雪装置整備事業	消雪装置整備事業	△ 1,300
	小	計	△ 7,000
	策 事 業 債 続的発展特別事業分) 充当率100%)		△ 700
	/ \	計	△ 700
	合	計	△ 56,600

専決第7号

令和5年度豊岡市一般会計補正予算(第1号)

令和5年度豊岡市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ519,970千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,689,970千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月12日専決

豊岡市長 関貫久仁郎

歳 入 (単位 千円)

款項							補正前の額	補 正 額	計				
16.	国	庫	支	出	金						4, 904, 659	519, 970	5, 424, 629
						2. 国	庫	補	助	金	2, 087, 924	519, 970	2, 607, 894
		歳		フ		合		計			47, 170, 000	519, 970	47, 689, 970

歳 出 (単位 千円)

	款				項			補正前の額	補 正 額	計
3. 民	L 4	主 費						14, 084, 323	399, 970	14, 484, 293
			1. 社	会	福	祉	費	4, 242, 051	274, 583	4, 516, 634
			3. 児	童	福	祉	費	5, 378, 431	125, 387	5, 503, 818
7. 商	j _	二 費						1, 119, 419	120, 000	1, 239, 419
			1. 商		エ		費	1, 119, 419	120,000	1, 239, 419
	歳	出	合		計			47, 170, 000	519, 970	47, 689, 970

令 和 5 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総 括

(歳 入) (単位 千円)

	款					補正前の額	補 正 額	計		
16.	国	庫	支	出	金	4, 904, 659	519, 970	5, 424, 629		
	歳	入	合	計		47, 170, 000	519, 970	47, 689, 970		

(歳 出)

	款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民	生	費	14, 084, 323	399, 970	14, 484, 293
7. 商	工	費	1, 119, 419	120, 000	1, 239, 419
歳	出合	計	47, 170, 000	519, 970	47, 689, 970

	補	正	額	の	財	源	内	訳					
特	定		財			源			_	般	財	源	
国県支出金	地	方	債		そ	の	他			/4X	7,1	1/2/\	
399, 970													
120,000													
519, 970			0				0						0

2. 歳 入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	1, 368, 956	91, 695	1, 460, 651
21. 地方創生臨時交付金	0	428, 275	428, 275
計	2, 087, 924	519, 970	2, 607, 894

		節			説	明
	区	分	金	額	7/4	,,
3.	児童福	祉費補助金		91, 695	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	91, 695
1.	地方創生	上 臨時交付金	4	128, 275	地方創生臨時交付金	428, 275

3. 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

				補	正額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源			一般財源
				国県支出金	地方	債	そ	の	他	122777 1037
1. 社会福祉総務費	1, 167, 818	274, 583	1, 442, 401	274, 583						
計	4, 242, 051	274, 583	4, 516, 634	274, 583						

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

				補	正	額	の	財	源	内	訳
■	補正前の額	補 正 額	計	特	定		財	源			一般財源
				国県支出金	地	方	債	そ	の	他	750,4 64
1. 児童福祉総務費	1, 628, 289	125, 387	1, 753, 676	125, 387							
計	5, 378, 431	125, 387	5, 503, 818	125, 387							

		í	節					
	区	分		金	額	説	明	
10.	需	用	費		759	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費	【社	074 500
11.	役	務	費		3, 649	会福祉課】 消耗品費		274, 583 165
12.	委	託	料		12, 153	印刷製本費 修繕料		396 198
13.	使用料	及び賃付	昔料		22	通信運搬費 手数料		2, 703 946
18.	負担金交	: 、補助 <i>i</i> 付	及び 金		258, 000	業務委託料 システム改修業務 給付金支給業務 用品借上料 交付金 価格高騰緊急支援給付金		12, 153 22 258, 000 258, 000

			(半匹 1	1 1 1/
節				
区 分	金額	說	明	
1. 報 酬	4, 818	人件費 会計年度任用職員報酬		, 292 , 818
3. 職 員 手 当 等	1, 528	一		344
4. 共 済 費	946	一		500 684
10. 需 用 費	267			378 568
11. 役 務 費	328			308 3, 095
18. 負担金、補助及び 交 付 金	117, 500		117	226 13 28 196 132 7,500

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

				補	正額の	財源	可訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 商 工 振 興 費	739, 225	120, 000	859, 225	120, 000			
計	1, 119, 419	120, 000	1, 239, 419	120, 000			

節					
区分	金	額	説	明	
18. 負担金、補助及交付	バ 全	120, 000	商工振興事業費 【環境経済課】 補助金 中小企業者省エネ設備等導入支援事業費		120, 000 120, 000 120, 000

専決第8号

令和5年度豊岡市一般会計補正予算(第2号)

令和5年度豊岡市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206,800千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,896,770千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月8日専決

豊岡市長 関貫久仁郎

歳 入 (単位 千円)

		크	款			項				補正前の額	補 正 額	計	
16.	国	庫	支	出	金						5, 424, 629	150, 584	5, 575, 213
						2. 国	庫	補	助	金	2, 607, 894	150, 584	2, 758, 478
20.	繰		入		金						2, 564, 843	56, 216	2, 621, 059
						2. 基	金	繰	入	金	2, 517, 303	56, 216	2, 573, 519
		歳		入		合		計			47, 689, 970	206, 800	47, 896, 770

歳 出 (単位 千円)

		款]	項			補正前の額	補 正 額	計
2.	総	務	費						6, 802, 588	204, 700	7, 007, 288
				1. 総	務	管	理	費	6, 134, 881	204, 700	6, 339, 581
7.	商	工	費						1, 239, 419	2, 100	1, 241, 519
				1. 商		工		費	1, 239, 419	2, 100	1, 241, 519
		歳	出	合		計			47, 689, 970	206, 800	47, 896, 770

令 和 5 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総 括

(歳 入) (単位 千円)

		,	款			補正前の額	補 正 額	計
16.	国	庫	支	出	金	5, 424, 629	150, 584	5, 575, 213
20.	繰		入		金	2, 564, 843	56, 216	2, 621, 059
	歳	入	合	計		47, 689, 970	206, 800	47, 896, 770

(歳 出)

		款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
2.	総	務	費	6, 802, 588	204, 700	7, 007, 288
7.	商	工	費	1, 239, 419	2, 100	1, 241, 519
	歳	出合	計	47, 689, 970	206, 800	47, 896, 770

	補	正	額	0)	財	源	内	訳				
特	定		財			源			_	般	財	源
国県支出金	地	方	債		そ	の	他			/4/	71	1//1
148, 484												56, 216
2, 100												
150, 584			0				0					56, 216

2. 歳 入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計		
21. 地方創生臨時交付金	428, 275	150, 584	578, 859		
計	2, 607, 894	150, 584	2, 758, 478		

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1, 589, 030	56, 216	1, 645, 246
11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	2, 517, 303	56, 216	2, 573, 519

		節				明	
	区	分	金	額		,,	
1.	1. 地方創生臨時交付金			150, 584	地方創生臨時交付金		150, 584

		節			説	明		
	区	分	金	額	W-			
1.	1. 財政調整基金繰入金 56,216			56, 216	財政調整基金繰入金		56, 216	

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

				補	正額の	財 源 内	訳	
目	補正前の額	補 正 額	=	計 特 定 財 源		源	一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	122/17 1031	
9. 環境政策推進費	147, 008	204, 700	351, 708	148, 484			56, 216	
計	6, 134, 881	204, 700	6, 339, 581	148, 484			56, 216	

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

				補	正額の	財 源 内	訳
I	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	750 14 641
2. 商 工 振 興 費	859, 225	2, 100	861, 325	2, 100			
計·	1, 239, 419	2, 100	1, 241, 519	2, 100			

節			
区 分	金額	説	明
1. 報 酬	2, 920		4, 216
3. 職 員 手 当 等	716	会計年度任用職員報酬 パートタイム職員	2, 920 2, 920
4. 共 済 費	580	通勤手当	160 100
10. 需 用 費	64		456 232
11. 役 務 費	420		348 200, 484
18. 負担金、補助及び 交 付 金	200, 000	消耗品費 印刷製本費 修繕料 通信運搬費 補助金 省工ネ家電買換事業費	20 14 30 420 200, 000 200, 000

	節				(+111.	1 1 1/	
	即						
区 分 金		金	額	説	明		
1. 報	膕		1, 460	人件費 会計年度任用職員報酬		2, 100 1, 460	
3. 職 員 手	当 等		350	云		1, 460 1, 460 80	
4. 共 済	費		290	理動子ョ 時間外勤務手当 期末手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料		42 228 116 174	

報告第3号

令和4年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

令和4年度 豊岡市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

		款				項	ĺ				事		業		2	名		金	額
2.	総	務	費	1.	総	務	管理	豊費	コ	ウノ	トリ	野生	主 復	夏帰	推	進事	1 業	2	4,759,000
									行	政	情	報	化	推	進	事	業	40	0,126,000
									D		X	推		進		事	業		1,100,000
3.	民	生	費	3.	児	童	福祉	士費	保	Ī	育	所		管		理	費		672,000
4.	衛	生	費	1.	保	健	衛生	:費	母	_	子	保		健		事	業	7	5,603,000
									予	ß	方	接		種		事	業	17	5,000,000
6.	農	林水産業	費	1.	農		業	費	農	Ì	<u></u> 集	振		興		事	業	23	3,305,000
									農	業	用	施	i į	没	管	理	費	4:	3,130,000
									基	盤	整	備	i 1	足	進	事	業	132	2,480,000
									地	秉	籍	調		查		事	業	(6,820,000
				3.	水	産	業	費	並	型	魚	礁		設	置	事	業	30	0,000,000
7.	商	工	費	1.	商		工	費	商	-	Ľ.	振		興		事	業	124	4,000,000
									産	業	用	地	1 5	整	備	事	業		1,606,000
									道	の駅	見「オ	申鍋	高	原」	整	備事	事 業	4	2,000,000
8.	土	木	費	1.	土	木	管 珰	!費	内	7	火	処		理		事	業	320	0,314,000
				2.	道.	路標	寄りよ	う費	道	5	各	維		持		事	業	83	1,693,000
									風	早	線	道	路	改	良	事	業	1'	7,000,000
									片	鍋 —	- 目	市翁	泉道	鱼路	改	良事	事 業	23	3,000,000
									藤	井「	中森	線	道	路	改	良 事	業	,	7,000,000
									雪	<u> </u>	善	対		策		事	業	1	1,847,000
									橋	り	よう	長	寿	命	i 16	」 事	業	134	4,865,000
									栃	江	; 7	憍	整	偱	出	事	業	24	4,775,000
									上	野	: 7	憍	整	偱	荆	事	業	9	5,804,000
									交	通	安:	全族	包 部	5 惠	色 仿	帯 事	業	33	3,000,000

(単位:円)

翌年度	左	<i>(</i>)	財源	内	<u>(単位 : 円)</u> 訳
繰越額	既 収 入 特 定 財 源	未 収 国県支出金	入 特 定 地 方 債	財	一般財源
4,759,000	4,700,000	0	0	0	59,000
40,126,000	0	0	0	0	40,126,000
1,100,000	0	0	0	0	1,100,000
671,000	0	0	0	0	671,000
51,303,000	0	42,752,000	0	0	8,551,000
175,000,000	0	174,940,000	0	60,000	0
22,043,000	0	22,043,000	0	0	0
43,130,000	0	27,603,200	13,900,000	0	1,626,800
132,479,000	0	132,478,722	0	0	278
6,820,000	0	5,115,000	0	0	1,705,000
30,000,000	0	25,000,000	0	0	5,000,000
124,000,000	0	16,000,000	0	0	108,000,000
1,606,000	0	0	0	0	1,606,000
2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
134,447,000	0	0	132,600,000	0	1,847,000
79,010,000	0	15,494,138	34,300,000	0	29,215,862
15,862,000	0	0	15,800,000	0	62,000
23,000,000	0	11,054,000	9,000,000	0	2,946,000
7,000,000	0	0	7,000,000	0	0
11,847,000	0	4,700,000	4,100,000	0	3,047,000
131,782,000	0	46,695,568	76,200,000	0	8,886,432
24,773,000	0	13,481,563	8,800,000	0	2,491,437
88,557,000	0	44,826,485	29,500,000	0	14,230,515
33,000,000	0	10,560,000	0	0	22,440,000

	7	款				ij	Ę				事		Ì	業		名			金	額
8.	土	木	費	3.	河		JII	費	河		Ш		改	良	Ę	事		業	22	2,350,000
	(つ	づ	き)						普	通	į :	河	Ш	整	俳	Ħ	事	業	19	9,840,000
				5.	都	市	計	画費	都	市	i j	景	観	形	月	Ż	事	業		375,000
									公	園	施	設	長	寿	命	化	事	業	30	0,000,000
9.	消	防	費	1.	消		防	費	消		火		栓	管	7	理	<u>[</u>	費	Ç	0,000,000
10.	教	育	費	6.	保	健	体	育 費	豊	岡	総	合	体	育	館	管	理	費	91	,900,000
									計										1,583	3,364,000

(国民健康保険事業特別会計(直診勘定))

	款	項		事	業	名		金額
1. 総	務 費	1. 総務管理費	_	般	管	理	費	6,713,000
			計					6,713,000

(太陽光発電事業特別会計)

	款				項				事		¥ Ž	美		名			金	額
2. 施	設	費	1.	施	設	費	Щ	宮	地	場	ソ	_	ラ	_	事	業	12	,789,000
							計										12	,789,000

翌年度	左	の	財 源	内	訳
操越額	既 収 入 特 定 財 源	未 収 国県支出金	入 特 定 地 方 債	財 源 その他	一般財源
21,670,000	0	0	20,600,000	0	1,070,000
13,705,000	0	0	13,200,000	0	505,000
375,000	0	0	0	0	375,000
30,000,000	0	15,000,000	15,000,000	0	0
9,000,000	0	0	9,000,000	0	0
91,900,000	4,000,000	0	87,900,000	0	0
1,350,965,000	8,700,000	607,743,676	476,900,000	60,000	257,561,324

翌年	度	左	Ø	財源	内	訳
		既 収 入	未 収	入 特 定	財 源	一般財源
繰越	額	特定財源	国県支出金	地方債	その他	川文 片 1/水
6,70	08,000	0	0	0	0	6,708,000
6,70	08,000	0	0	0	0	6,708,000

翌年度	左	の	財 源	内	訳
	既 収 入	未 収	入 特 定	財 源	一般財源
繰越額	特定財源	国県支出金	地方債	その他	
12,789,000	0	0	0	0	12,789,000
12,789,000	0	0	0	0	12,789,000

令和5年6月2日 提出

豊岡市長 関貫久仁郎

報告第4号

令和4年度豊岡市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定により、別紙のとおり予算の繰越しをしたから、同条第3項の規定により、報告する。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

蛐 簿 訨 類 徽 薄 严 1111111 41 獙 빠 ূ 长 干 洭 中 度 # 4 묲 华

不用額 E 156,040,000 53,560,000 156,040,000 102,480,000 \mathbb{H} 點 0 Y \mathbb{K} 0 0 0 E 事金 澒 \mathbb{H} 7,660,000 7,660,000 7,660,000 計金 宜 会担 他負 0 56,000,000 21,100,000 56,000,000 田 34,900,000 빤 业 井 伯 82,320,000 26,300,000 219,700,000 137,380,000 219,700,000 田 度額 年越 數縣 26,300,000 E 26,300,000 務額 支払 義 発 生 名 246,000,000 108,620,000 246,000,000 137,380,000 子 算上 額 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 名 給配水管布設替等 配水施設整備事業 継 111111111 施設整備 掛 建設改良費 第 1 項 严 資本的支出 第 1 款 藃

旧

點

0 0

0

0

0

翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額

E

報告第5号

令和4年度豊岡市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定により、別紙のとおり 予算の繰越しをしたから、同条第3項の規定により、報告する。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

丰 鯶 11111111 類 鑗 陣 * 11111111 414 継 빠 泗 ¥ ۲ 干 洭 丰 庚 # 4 묲 ∢⊏

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

	田														
	説														
翌年度繰越額	に係る繰越を 要するたな卸 記 資産の購入限 度額	E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	个用額	Æ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	その色	E	5,061,257	200	96,485	17,272	20,000	4,897,000	5,204,055	74,460	009,09	43,932	98,631	4,926,432	10,265,312
源内	工 負 担 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財	国 補助金	E	162,951,256	4,600,500	73,195,515	71,405,241	13,750,000	0	364,178,945	24,468,540	39,856,400	6,266,068	17,098,369	276,489,568	527,130,201
左の	企業債	E	194,600,000	4,600,000	73,700,000	79,300,000	13,800,000	23,200,000	329,600,000	26,100,000	40,000,000	4,400,000	17,100,000	242,000,000	524,200,000
	沒 之 之 数 数 数	E	362,612,513	9,201,000	146,992,000	150,722,513	27,600,000	28,097,000	698,983,000	50,643,000	79,917,000	10,710,000	34,297,000	523,416,000	1,061,595,513
	支払義務発 生額	E	137,138,487	6,100,000	12,300,000	118,738,487	0	0	479,800,000	36,100,000	98,000,000	7,000,000	0	338,700,000	616,938,487
	上 額 上 類	E	499,751,000	15,301,000	159,292,000	269,461,000	27,600,000	28,097,000	1,178,783,000	86,743,000	177,917,000	17,710,000	34,297,000	862,116,000	1,678,534,000
	業		**	戸島汚水調整池整備事業	トンホールポンプ長寿命化対策事業	山田川・福田雨水幹線整備事業	城崎浄化センター長寿命化対策事業	県道改修に伴う下水道管移設事業	特定環境保全公共下水道事業	上野·桐野汚水調整池整備事業	日野辺汚水調整池整備事業	且東西汚水調整池整備事業	三方汚水調整池整備事業	竹野浄化センター長寿命化対策事業	111111111111111111111111111111111111111
	<u>₩</u>		費 公共下水道事業	戸島浜	マンキ	山田川	城崎浄	県道改	特定環境保全	上野・	日野江	但東西	三方泽		
	浬	第 1 項	建設改良費												
	赖	第 1 款	資本的支出												

第63号議案

豊岡市辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項の規定により準用する同条第1項の規定により、豊岡市辺地総合整備計画の変更について、議会の議決を求める。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため。

豊岡市辺地総合整備計画(案)

2023年度

2023年6月

兵庫県豊岡市

豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市日高町藤井辺地 (辺地の人口 162人 面積 0.9km)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する市(町) 又は字の名称 豊岡市日高町藤井

(2) 地域の中心の位置

豊岡市日高町藤井字中森 221-1

(3) 辺地度点数

103 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本路線は、主要地方道日高竹野線と藤井地区を結ぶ道路であるが、幅員が狭小であり緊急車両の進入も困難な状況である。北近畿豊岡自動車道日高北インター関連で整備される代替道路と一体的に整備することにより、周辺住民の安心と利便性を確保することができる。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から 4年間

(単位 千円)

	事業	事業費	財源	内 訳	一般財源のうち辺地対策事
施設名	主体名	ず 未 頂	特定財源	一般財源	業債の予定額
市道藤井中森線	豊岡市	71, 600	25, 725	45, 875	45, 700
合	=	71,600	25, 725	45, 875	45, 700

豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市日高町観音寺辺地 (辺地の人口 221人 面積 8.8km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する市(町) 又は字の名称 豊岡市日高町観音寺

(2) 地域の中心の位置

豊岡市日高町観音寺字中筋 678-1

(3) 辺地度点数

112点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

【市道栗山妙見線】

本路線の事業計画区間は、一級河川観音寺川に沿って通る、床版によって拡幅された道路であるが、床版のコンクリート部材の老朽化が激しく、特に荷重を支えるための梁・柱部の損傷が激しい。構造上、梁・柱部の損傷がこれ以上進行した場合には、通過車両の事故につながる恐れがあるため、早期の補修工事が必要である。

【観音寺旧橋(市道観音寺味噌谷線)】

本橋梁は、一級河川観音寺川に架かり、集落と対岸の市道とを結ぶ2径間単純木橋であるが、床版に腐食が生じている。地域住民の利便性及び通行の安全性を確保するため、橋梁の補修を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から 4年間

(単位 千円)

	事業	事業費	財源	内 訳	一般財源のう ち辺地対策事
施設名	主体名	7 1	特定財源	一般財源	業債の予定額
市道栗山 妙見線	豊岡市	44, 000	0	44, 000	44, 000
観音寺旧橋 (市道観音 寺味噌谷線)	豊岡市	15, 000	7, 135	7, 865	7, 800
合	計	59, 000	7, 135	51, 865	51, 800

豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町田ノ口辺地 (辺地の人口 75人 面積 2.3km)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する市(町) 又は字の名称 豊岡市日高町田ノ口

(2) 地域の中心の位置

豊岡市日高町田ノ口字ナラギ23

(3) 辺地度点数

115点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本橋梁は、一級河川田ノ口川に架かり、集落と市街地とを結ぶ単純H形鋼橋であるが、主桁の腐食及び支承に機能障害が生じている。地域住民の利便性及び通行の安全性を確保するため、橋梁の補修を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から 2年間

(単位 千円)

	事業	事業費	財 源	内 訳	一般財源のう ち辺地対策事
施設名	主体名	于	特定財源	一般財源	業債の予定額
大谷口2号橋 (市道広井田 ノロ栃本線)	豊岡市	34, 000	12, 500	21, 500	21, 500
合	計	34, 000	12, 500	21, 500	21, 500

(参 考)

豊岡市辺地総合整備計画 新旧対照表

			(田)	一般財源のう	ち辺地	対策事	業債の	予定額	39, 400		39,400	
			(単位	開開		一般时涯一			39, 628		39, 628	
1				財源		4年5年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年1			31,972		31,972	
変更前	恒	年間			H 第 十	# # 			71,600		71,600	
	公共的施設の整備計画	令和4年度から 4年間		業	主体名				中园量		111111111111111111111111111111111111111	
	3 公共的施	令和4年			施設名				市道藤井	H 茶 茶	∢□	
			中田	一般財源のう	ち辺地	対策事	業債の	予定額	45, 700		45, 700	
			(単位	内就		一般时涯	W 500 50		45, 875		45,875	
źK				財源		株			25, 725		25,725	
変更後	画	4年間			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	# # 			71, 600		71,600	
	公共的施設の整備計画			# #	主体名				豊岡市		111111111111111111111111111111111111111	
	3 公共的施	令和4年度から			施設名				十 編 第 十	H 条 終	⟨□	
変更計画	日高町	藤井	辺地計画									

		(田)	一般財源のう	ち辺地	対策事	業債の	予定額	44, 000		7,200		51,200	Ī
変更前		(単位	出	77,	-般財源 🟃			44, 000 4		7,205		51,205 5	
			財源内		特定財源 -			0		7,795		7, 795	
	三 三 三 山			# #	世 紙 単			44,000		15,000		59,000	
	公共的施設の整備計画 令和4年度から 4年間		## ##	主体名				中田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		中国中		111111111111111111111111111111111111111	
	3 公共的施設の整今和4年度から			施設名				市道栗山 妙見線	観音寺旧橋	(市道観音	寺味噌谷線)	⟨□	
変更後		一田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	一般財源のう	ち辺地	対策事	業債の	予定額	44,000		7,800		51,800	
		.度から 4年間 (単位	内就		一般財源			44,000		7,865		51,865	
			財源		特定財源			0		7,135		7, 135	
	画 年間				手無		44,000			15,000		59,000	
	無		無	主体名		中国出		中国市		+			
	3 公共的施設の整備令和4年度から			施設名				市道栗山 妙見線	観音寺旧橋	(市道観音	寺味噌谷緞)	<п	
変更計画	日高町観音寺	辺地計画											

変更前		令和5年度から <u>1年間</u>	(単位 千円)	一般財源のう	大 な																																				
				(単位	(単位	(単位	(単位	内就	一般財源 16,329																																
														財源	特定財源 17,671																										
					事業費 34,000																																				
				## ##	(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)	:																																			
	3 公共的施	令和5年			施設名 大谷口2号橋 (市道広井田 /口栃本線)	I																																			
				± .c	、 	<u> </u>																																			
		3 公共的施設の整備計画 令和5年度から <u>2年間</u>	(単位	(単位 千円)							一般財源のう																														
									内就	一般財源 21,500																															
浽								財源	特定財源 12,500																																
変更後	恒																																							事業費 34,000	
	1設の整備計										## ##	大 本 を を を に に に に に に に に に に に に に	i																												
	3 公共的施				施設名 大谷口2号橋 (市道広井田 ノ口栃本線)	I																																			
変更計画	日高町	日~田	辺地計画																																						

第64号議案

業務委託契約の締結について

サーバ仮想化基盤等の更新について、下記のとおり業務委託契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年豊岡市条例第55号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

1 契約の目的 サーバ仮想化基盤等の更新

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約の金額 89,870,000円

4 契約の相手方 兵庫県豊岡市日高町国分寺158番地1

株式会社 システムリサーチ

代表取締役 山田 良作

(備考) 履行期限 令和5年10月31日

第65号議案

物件購入契約の締結について

消防団に配備する消防ポンプ自動車等の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年豊岡市条例第55号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

1 契約の目的 消防ポンプ自動車等の購入

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約の金額 63,690,000円

CD-I型消防ポンプ自動車2台(城崎1台、出石1台)

小型動力ポンプ積載車2台(日高2台)

4 契約の相手方 鳥取県鳥取市古海356番地1

株式会社 吉谷機械製作所取締役社長 吉谷 勇一郎

(備考)納入期限 令和6年3月29日

主な仕様 消防ポンプ自動車:4WD、ポンプ性能A2級

小型動力ポンプ積載車:4WD、電動油圧式昇降装置付

第66号議案

市道路線の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定により、下記のとおり市道路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

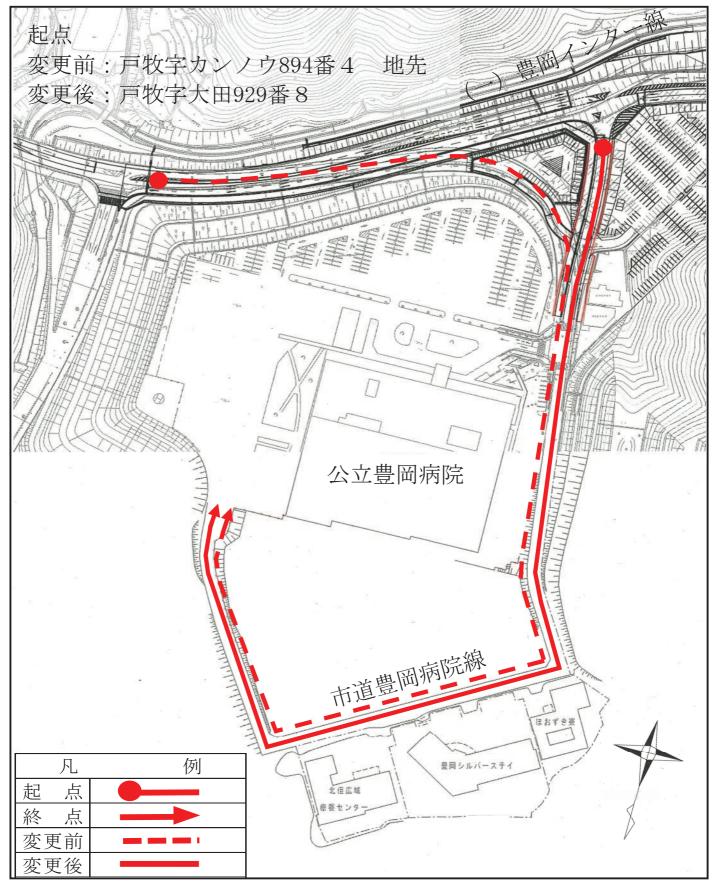
整理番号	路線名		主な 経過地	
1	豊岡病院線	旧	豊岡市戸牧字カンノウ894番4 地先 豊岡市戸牧字大谷1029番17	
	豆 叫 竹 坑 冰	新	豊岡市戸牧字大田929番 8 豊岡市戸牧字大谷1029番17	
2	九日市荒原線	旧	豊岡市九日市下町字耕地谷537番 地先 豊岡市九日市下町字堀通372番4 地先	
	九 口 III 元 原 稼	新	豊岡市九日市下町字耕地谷527番2 豊岡市九日市下町字堀通372番4 地先	

(参考)

(単位: m)

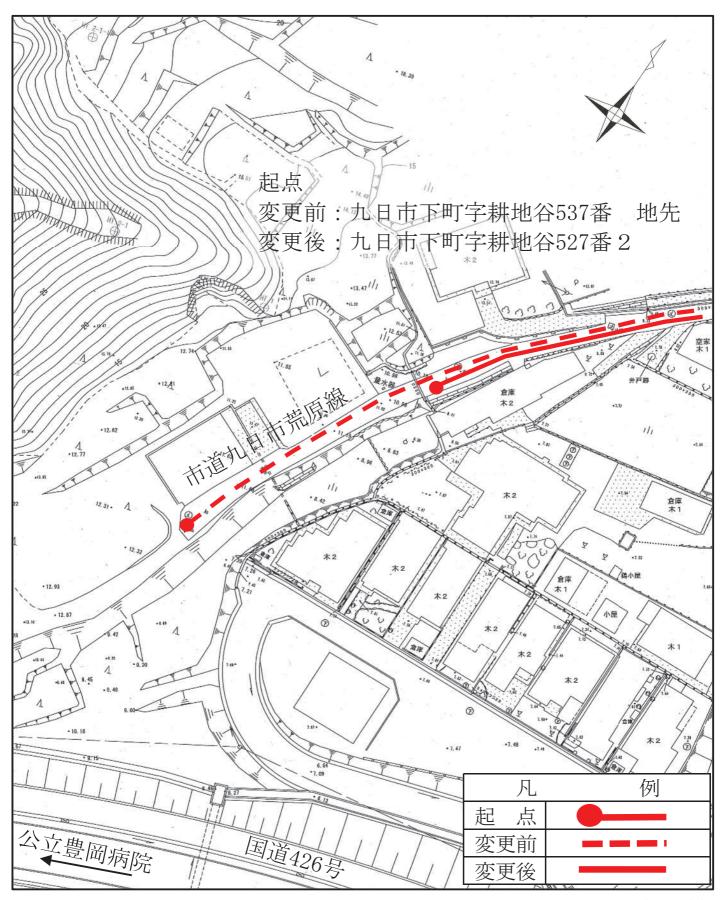
整理番号	路線名	新旧の別	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地
1	豊岡病院線	旧	832.5	8.0	16.2	
	豆凹奶沉豚	新	628.4	8.0	16.8	
2	九日市荒原線	旧	911.3	2.0	53.3	
	九 口 门 元 /示 楙	新	873.0	2.0	53.3	

市道豊岡病院線 路線変更図



1:2,000

市道九日市荒原線 路線変更図



1:500

第67号議案

物件購入契約の締結について

除雪トラック7 t級(道路維持作業車)の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年豊岡市条例第55号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

1 契約の目的 除雪トラック7t級(道路維持作業車)の購入

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約の金額 36,410,260円

(除雪トラック1台 豊岡)

4 契約の相手方 兵庫県豊岡市弥栄町1番28号

北但自動車 株式会社 代表取締役 長田 通明

(備考)納入期限 令和6年3月31日

主な仕様 除雪トラック 7 t 級

フロントプラウ 路面整正装置

第68号議案

物件購入契約の締結について

豊岡消防署城崎分署に配備する高規格救急自動車の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年豊岡市条例第55号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

1 契約の目的 豊岡消防署城崎分署高規格救急自動車の購入

2 契約の方法 随意契約

3 契約の金額 20,680,000円

4 契約の相手方 兵庫県神戸市須磨区大池町3丁目1番1号

兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所

特販営業所長 白根 浩司

(備考)納入期限 令和6年3月28日

主な仕様 高規格救急自動車

燃料:ガソリン

駆動方式: 4WD

乗車定員:7人

主な艤装:防振ベッド、ストレッチャー

第69号議案

物件購入契約の締結について

小中学校教職員が使用する校務用情報機器の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年豊岡市条例第55号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

1 契約の目的 小中学校校務用情報機器の購入

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約の金額 25,410,000円

4 契約の相手方 兵庫県豊岡市日高町国分寺158番地1 株式会社 システムリサーチ

代表取締役 山田 良作

(備考)納入期限 令和5年9月29日

納入場所 豊岡市役所、小中学校10校

主な物品 データ保存用NAS 2台

校務用パソコン 200台

第70号議案

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫作業に 従事する職員の特殊勤務手当の特例を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年豊岡市条例第53号)の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

附則

この条例は、令和5年6月3日から施行する。

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を廃止すること。(附則第3項、第4項関係)

2 附則

この条例は、令和5年6月3日から施行すること。

麦
出
交
Щ
整
(A)
*
10
1
黑
2
测
₩.
殊勤務=
無
F拼
()
6
#X
頭
1
쁘
刪

現行	改正後 (案)
附則	附 則
(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため感染症	
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)	
3 感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が新型コロ	
ナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイル	
ス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人	
に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であ	
るものに限る。次項において同じ。)から市民の生命及び健康を保護	
するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事	
したときに、その者に対して支給する。この場合において、第4条の	
規定は適用しない。	
4 前項に規定する特殊勤務手当の額は、従事した日1日につき、3,000	
円 (新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身	
体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他	
市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000	
田) とする。	

第71号議案

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行並びに地方税法の改正に伴う 所要の規定の整備等を行うため。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例(平成17年豊岡市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の右に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の右に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、

同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「年齢65歳以上の者(」の右に「特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして」を加え、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の右に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同項第3号を削り、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の右に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。 附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4項の規定(この条例による改正後の 豊岡市市税条例(以下「新条例」という。) 附則第16条の2第3項に係る部分を 除く。) 令和5年7月1日
 - (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に 1項を加える改正規定、第41条、第44条、第47条及び第47条の2第1項の改正 規定、同項第3号を削る改正規定並びに同条第2項及び第47条の6の改正規定 並びに附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次項 並びに附則第4項(新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第5 項の規定 令和6年1月1日
 - (3) 第36条の3の2の改正規定及び附則第3項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例の規定中個人の市民税 に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令 和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき豊岡市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例第82条第1号工及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の 年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の 種別割については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 森林環境税の導入に伴い、その賦課徴収の方法を規定し、個人の市民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するなどの所要の規定の整備を行うこと。(第34条の9、第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6関係)
- (2) 給与所得者の扶養親族等申告書について、前年に申告した事項と異動がない場合は、当該申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができるものとすること。(第36条の3の2関係)
- (3) 原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率について、3輪以上のものの区分から特定小型原動機付自転車を除外すること。(第82条関係)
- (4) 軽自動車税の環境性能割及び種別割について、国土交通大臣の認定等の申請をした者等の不正行為に起因し不足額が発生した場合、当該不足額に加算する割合を10%から35%に引き上げること。(附則第15条の2、第16条の2関係)
- (5) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 附則

- (1) この条例の規定を区分し、当該区分に応じて施行期日を定めること。(附則第1項関係)
- (2) 個人の市民税及び軽自動車税について、この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。(附則第2項から第5項関係)

(配当制額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 略 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該提除することができなかった金額があるときは、当該提除することができなかった金額があるときは、当該提除することができなかった金額があるときは、当該経験することができなかった金額があるときは、当該経験することができなかった金額があるときは、当該経験することができなかった金額があるときは、当該経験することができなかった金額があるときは、当該経験することができなかった金額があるときは、当該経験することができなかった金額があるときは、当該経験することができなかった金額があるときは、当該経験することができなかった金額があるときは、当該経済を適同項の申告書に係る年度分の個人の県民税主しくは当該納税義務等 の未納に係る徴収金に充当する		_
は株式等譲渡所得割額の控除) 第 (により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなな、 今第48条の 9 の 3 から第48条の 9 の 6 までに定めると同項の納税義務者に対しその控除することができなかっし、又は	現行	
(でより控除されるべき額で同項の所得割の額から控除す なかった金額があるときは、当該控除することができな、、今第48条の9の3から第48条の9の6までに定めると同項の納税義務者に対しその控除することができなかっし、又は	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除する なかった金額があるときは、当該控除することができな 、今第48条の9の3から第48条の9の6までに定めると 同項の納税義務者に対しその控除することができなかっ し、又は		
なかった金額があるときは、当該控除することができな、 ・ 令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めると 同項の納税義務者に対しその控除することができなかっ ・ し、又は		2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除す
、 令第48条の 9 の 3 から第48条の 9 の 6 までに定めると 同項の納税義務者に対しその控除することができなかっ し、又は	ることができなかった金額があるときは、当該控除することができな	ることができなかった金額があるときは、当該控除することができな
□項の納税義務者に対しその控除することができなかっ ・し、又は当該納税 ・型・スは」、若しくは当該納税義務者 徴収金に充当する。 一部に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 一部を表示を表示してはかの個人の県民税者しては市民税に 一部を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	6までに定める	かった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めると
一当該物税 一の申告書に係る年度分の個人の県民税者しくは市民税に 一方 一次 第の日告書に係る年度分の個人の県民税者しくは市民税に 第の日告書に係る名を与所得者の扶養親族等申告書) 所 所	Ŋ	ころにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかっ
当該納税	た金額を還付し、又は	た金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法
(の) 中告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に 義務者の前項 (他人の市日 (個人の市日 (個人の市日 第36条の3の2 (日人の市日 (個人の市日 (日人の市日 第36条の3の2 (日人の市日 (日人の市日 (日人の市日 第36条の3の2 (日人の市日 (日人の市日 (日人の市日 第36条の3の2 (日人の市日 (日人の市日 (日人の市日 第36条の3の2 (日人の市日 (日人の市日 (日人の市日 第36条の3の2 (日人の市日 第317条の3。 (たおいて次項 た場合には、 (日人の1年頃と)、前 5んより、前		第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税
微収金に充当する の未納に係る 3 B 税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) (個人の市員 第36条の3の2 格 略 2 前項又は治 者を経申して 者を経由して との年の前年 第317条の3。 において次項 た場合には、 載した事項と 書页と		義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若
徴収金に充当する の未納に係る 税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) (個人の市員 第36条の3の2 音を経由して 音を経由して 音を経由して 音を経由して 音をを 第317条の3 において次項 はした事項と	>1 抽、	しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者
 税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) (個人の市民第36条の3の2 第36条の3の2 前項又は沿者を経由してその年の前年第317条の3。において次項において次項を持続には、 	の未納に係る徴収金に充当する。	の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。
税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) (個人の市月		
略 2 前項又は沿着を経由してその年の前等 者を経由してその年の前等 第317条の3。 において次項 た場合には、 数した事項と ろにより、前 ろにより、前		(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)
前項又は次 者を経由して その年の前争 第317条の3 において次項 た場合には、 載した事項と ろにより、前		2
を経由して の年の前年 317条の3、 おいて次項 場合には、 した事項と により、前		2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払
その年の前年において当該給与支払者を経由して 第317条の3の2第1項の規定による申告書(その において次項の規定による申告書を当該給与支払 た場合には、当該前年の最後に提出した同項の規方 載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施 ろにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規		を経由し
第317条の3の2第1項の規定による申告書(そのにおいて次項の規定による申告書を当該給与支払 において次項の規定による申告書を当該給与支払 た場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定 載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施 ろにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規		その年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法
において次項の規定による申告書を当該給与支払 た場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定 載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施 ろにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規		第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途
		において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出し
載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施ろにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規		た場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記
、前項又は法第317条の3の2		載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるとこ
		ろにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき

豊岡市市税条例新旧対照表

- 2第1項の規定による申告書を提出することができ
- ス に に に 法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最 その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出し た給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当 初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところに 当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項 $^{\circ}$
- の場合において、これらの規定による申告書がその その申告書は、 提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、 その受理された日に市長に提出されたものとみなす。 前2項 3
- るものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)によ 第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に 経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第 8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めると ころにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該 申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する 方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定め り提出することができる。 給与所得者は、 4
- 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用について は、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、 「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受け たとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徴収の方法 Ŋ

事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の

- 第1項又は 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出し 法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最 初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところに より、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書 た給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当 当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、 က
- これらの規定による申告書がその その申告書は、 提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、 その受理された日に市長に提出されたものとみなす。 第1項及び前項の場合において、 4
- 経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に ころにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該 申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する 方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定め るものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)によ 8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めると り提出することができる。 Ŋ
- 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用について は、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、 「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受け たとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徴収の方法等 9

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定<u>によって</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 器

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、 該年度分の個人の市民税額及び 県民税額の合算額 (第47条第1項又は第47条の6 第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合<u>においては</u>、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額

合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

6

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定<u>により</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法<u>により</u>徴収する。

2 器

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

黑

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額 (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により。徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には 、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により(徴収する。

(1) • (2) 略

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与 所得以外の所得がある場合<u>においては</u>、当該給与所得以外の所得に係 る所得割額を同項の規定<u>によって</u>特別徴収の方法<u>によって</u>徴収すべき 給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の 方法<u>によって</u>徴収する。ただし、第36条の2 第1項の申告書に給与所得 以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨 の記載があるときは、この限りでない。
- 前項本文の規定<u>によって</u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所 得割額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとなった後において、 当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又 は一部を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが適当でないと認めら れる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得 に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収すること とされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認めら れるときは、市長は、当該特別徴収の方法<u>によって</u>徴収すべき給与所得 以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の 全部又は一部を普通徴収の方法により徴収する。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度 の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合 において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支 払をする者となった者(所得稅法第183条の規定<u>によって</u>給与の支払を する際所得稅を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項に おいて同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与 所得以外の所得がある場合<u>には</u>、当該給与所得以外の所得に係 る所得割額を同項の規定<u>により</u>特別徴収の方法<u>により</u>徴収すべき 給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の 方法<u>により</u>徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得 以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨 の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定<u>により</u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>により</u> 徴収することとなった後において、当該給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得判別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとれたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度 の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合 において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支 払をする者となった者(所得稅法第183条の規定<u>により</u>給与の支払を する際所得稅を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項に おいて同じ。)を通じて、当該異動により 従前の給与の支払をする者

から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合業額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収すれたい旨の申出をしたときは、当該日はが翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当 与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する 月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当 該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1 月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととな その者に対してその年の5月31日までの間に支払われ るべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超え るものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は 退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっ 同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収す を特別徴収の方法によって徴収する。 ることができる額) った場合には、 ては、 9

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収され

账 払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)まで 徴収されるべき前年 合算額を特別徴収の方法により 徴収するものとする。 ただし、 当該申 (既に特別徴収の 当該金額を控除した金額) 出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により この限りでない。 徴収されたい旨の申出をしたときは、 から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日 中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額 収することが困難であると市長が認めるときは、 に、第1項の規定により特別徴収の方法により 徴収された金額があるときは、 を特別徴収の方法により 方法により

該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給 与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する 月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととな るものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は 特別徴収の方法により 個人の市民税を徴収される納税義務者が当 徴収されたい旨の当 その者に対してその年の5月31日までの間に支払われ るべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超え 同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収す 該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1 退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっ 月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により を特別徴収の方法により ることができる額) った場合には、 イは、 9

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった場合には 、特別徴収の方法により 徴収され

ないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第 1 項の納期がある場合<u>においては</u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の<u>通知によって変</u>更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

当該納税者の未納に

係る徴収金に充当する

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者

※に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合<u>においては</u>、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

ないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>には</u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>には</u>直ちに、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の 前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日におい て老齢等年金給付 (法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をい

う。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者

(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には 、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 (これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5

の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第

1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、 公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると市長が認める者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち 当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る 所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控 除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属 する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法に 上って徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなったとなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては

<u>において同じ。)</u>の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第 1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には

公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法により(3) 特別徴収の方法により(4) おいて当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち 当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る 所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控 除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属 する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法 より、徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には

そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がな い場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとす

係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年 替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税 得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべ 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み 額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収 されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴 収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所 き年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を 超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に 金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る 法第17条の2の規定によって 税額は、 当該特

別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、 1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

原動機付自転車

アヘウ 弱

するものにあっては、その輪跖のうち最大のもの)が0.5メートル エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有

そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がな 徴収するものとす 普通徴収の方法により 直ちに、 い場合には

徴収 係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年 替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税 得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべ 当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴 収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所 き年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を 超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に 金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る 税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係 過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用する 又は納入する 額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により 別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、 とを委託したものとみなす。 ことができるものとし、 S

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、 1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア~ウ

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有 するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル

以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、か つ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの

で、総排気量が0.02リットル を超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの を除く。) 3,700円

年額

 $(2) \cdot (3)$

忌 丞 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2

2 · 3

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境 性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

した金額を加算した金額とする。

图 第16条の2

abla

前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別 これに100分の10の割合を乗じて計算した 同項の不足額に、 金額を加算した金額とする。 割の額は、 ಣ

年額 以下であるもの、 側面が構造上開放されている車室を備え、か る特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットル つ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安 基準 (昭和26年運輸省令第67号) 第1条第1項第13号の6に規定す を超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 3,700円

坐 $(2) \cdot (3)$ 三 玉 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

盤 第15条の2

2 . 3

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境 性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算 した金額を加算した金額とする

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2

盤 S

これに100分の35の割合を乗じて計算した 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別 割の額は、同項の不足額に、 金額を加算した金額とする。 ಣ

第72号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額措置に係る判定所得の基準額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例(平成17年豊岡市条例第101号)の一部を次のように改 正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第21条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第21条の2中「第22条の2」を「第22条の2第1項」に改める。

第22条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する 書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」 に改める。

附則第4項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第5項、第6項、第8項から第11項まで、第14項及び第15項中「第21条第1項の」を「第21条の」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後 の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税 については、なお従前の例による。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円に引き上げること。(第2条関係)
- (2) 国民健康保険税の減額措置に係る判定所得の基準額について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を29万円に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を53万5,000円に引き上げること。(第21条関係)
- (3) 特例対象被保険者等に係る申告書の提出に当たり、雇用保険受給資格通知の提示により特例対象被保険者等であることの事実を確認することができるようにすること。(第22条の2関係)
- (4) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について 適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による こと。(附則第2項関係)

鲁岡市国民健康保險税条例新旧対昭表	
古国民健康保險税条例新旧 対	**
古国民健康保險税条例新旧 対	四
古国民健康保險税条例 新	7
古国民健康保險税条例 新	4
古国民健康保險税条例 新	Ш
市国民健康保 險税	正
市国民健康保 險税	揺
市国民健康保 險税	河
市国民健康保 險税	in
市国民健康保 險税	4/4
鲁 岡市国民健康保險	迅
豊岡市国民健康保险	汕
豊岡市国民健康保	22
曹岡市国民健康	晄
曹 岡市国民健局	1112
曹 岡市国民健	111
中田中田民	趣
中国市田田	πĤ
中田市田	ш
中田市	H
中田戸	10
四十二	<u>_</u>
丰	出
	₽

- 퇴미미필다(에 사 이 시 시 시 시 시 시 시 시 시 시 시 시 시 시 시 시 시 시	
現行	故正後(案)
(課税額)	(課税額)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 路
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の
世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割	世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割
額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額	額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額
とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高	とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高
齢者支援金等課税額は、 <u>20万円</u> とする。	齢者支援金等課税額は、22万円とする。
4 略	4 略
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対	第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対
して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額か	して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額か
ら当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得	ら当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得
た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢	た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢
者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減	者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減
額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本	額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本
文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して	文の介護納付金課税額から当該各号の才及びカに掲げる額を減額して
得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合	得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合
算額とする。	算額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の

合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者(前2号に該当する者を除く。)

2 密

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2 において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得稅法第28条第2項の規定によっ

合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者(前号に該当する者を除く。)

ア〜カ 駱

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の 合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険 の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以 上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じ た数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特 定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えな い世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

2 器

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等という。第22条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によっ

て計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 略

1 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) <u>その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

所留

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第11項の規定の適用については、同項 中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのはに規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとす

て計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証 (雇用保険法施行規則 (昭和50年労働省令第3号) 第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) 又は雇用保険受給資格通知 (同令第19条第3項に規定するものをいう。) の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

声

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控係額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのはに規定する公的年金等に係る所得企額のでは、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとす

る。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とかるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とかるのは「及び山林所得金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合におけ る第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、 第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるの は「及び山林所得金額がに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡 所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項 若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1 項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項、第36条の 規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。

る。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合 における第3条、第6条、第8条及び第21条の 規定の適用につい ては、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当 所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」 と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得 金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所 得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及 以山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所 に係る配当所得等の金額」とする。

、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合におけ る第3条、第6条、第8条及び第21条の 規定の適用については、 第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるの は「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡 所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項 若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1 項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の 規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。 以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

- (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項」とあるのは「法第134条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とかるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」と、第51条第1項中「及び山林所得金額」とする。
- (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲 渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1</u> 項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあ

以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

- (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所 規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるの は「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般 とあるのは「法第 とあるのは 「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般 株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規 得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条の</u> 314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」 「同条第2項」 とする。 定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」 株式等に係る譲渡所得等の金額」 ∞
- (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の

るのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのおった「指しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。(先物取引に係る維所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は維所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「法第314物取引に係る維所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「活たのは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る維所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「大路のは「及び山林所得金額」とあるのは「大路のは「及び山林所得金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「大路が山林所得金額」とあるのは「とかるのは「及び山林所得金額」とかまりに係る維所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「とかるのは「とび山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る維所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は維所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び

るのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。(先物取引に係る維所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は維所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る維所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「活策の2第2項」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「活たる維所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及のは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「とかまりは「及び山林所得金額」とかまりは「及び山林所得金額」とかまかま物取引に係る維所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は維所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条の</u>規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び

山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業が山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 法人税法及び地 方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等 場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用に 税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和44年法律第46 「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第 10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所 実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子 等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する 頃」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に 「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに 租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子 等の額の合計額 (」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは ついては、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2 規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、 同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、 14

山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業が山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業が日本所得等の金額」とする。

《条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例》

税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 法人税法及び地 方税法の特例等に関する法律 (昭和44年法律第46号。以下「租税条約等 実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子 等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する 規定の適用に 頃」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に 「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに 租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子 等の額の合計額 (」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは 「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第 10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 ついては、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2 規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、 同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、 場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の 14

- 3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定 法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46 等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは 配当所得及び雑所得を有する場 とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に 「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第 12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用につ 「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに 田税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当 いては、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」 規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、 3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 する条約適用配当等に係る利子所得、
- 3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定 配当所得及び雑所得を有する場 規定の適用につ 法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に 等の額の合計額 (」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは 12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所 とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税 「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに 租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当 「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第 得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 いては、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項 規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」 とする 3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」 合における第3条、第6条、第8条及び第21条の する条約適用配当等に係る利子所得、 15

第73号議案

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令並びに健康増進法の改正に伴い、急速充電設備の基準及び喫煙等に係る標識に関する規定の整備を行うため。

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例

豊岡市火災予防条例(平成17年豊岡市条例第154号)の一部を次のように改正する。第17条の2第1項中「自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第17条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第17条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の右に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第22条第1項中「いう。」の右に「以下同じ。」を加える。

第32条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法

律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第32条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第52条から第54条の2まで及び第80条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第17条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の豊岡市火災予防条例(以下「新条例」という。)第17条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第32条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律 (平成30年法律第78号) 附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第32条 第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 第32条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお 従前の例による。

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準について、急速充電設備の 全出力の上限を撤廃し、分離型の急速充電設備に係る安全措置を追加するなど の見直しを行うこと。(第17条の2関係)
- (2) 健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、喫煙所と表示した標識の設置を不要とし、同標識等と併せて設ける図記号による標識にあっては、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこと。(第32条、別表第2関係)
- (3) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。ただし、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の見直しについては、令和5年10月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行に係る急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の適用に関する経過措置を定めること。(附則第2項関係)
- (3) 健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、喫煙所と表示した標識の設置を不要とする規定の適用について、健康増進法の一部を改正する法律の規定による指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置に係る読替規定を定めること。(附則第3項関係)
- (4) この条例の施行に係る標識と併せて設ける図記号に関する経過措置を定めること。(附則第4項関係)

麦
出
文
\sqsubseteq
辫
例
*
予防
1
××
Ž
形
囯
-1_1

, hall 7	
現行	改正後 (案)
(急速充電設備)	(急速充電設備)
第17条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等	第17条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等
(電気を動力源とする <u>自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)</u>	(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他
第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動	これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケー
機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条にお	ブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用
いて同じ。)に充電する設備 (全出力20キロワット以下のもの <u>及び全</u>	<u>いて</u> 充電する設備(全出力20キロワット以下のもの <u>を除く。)</u>
出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう	をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポス
	ト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能
	を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。
。以下同じ。)の位置、	以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、
構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消	(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消
防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを	防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを
除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以	除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以
上の距離を保つこと。ただし、不燃材で造り、又は覆われた外壁で	上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては
開口部のないものに面するときは、この限りでない。	、この限りでない。
	ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面す
	240
	イ 分離型のものにあっては、充電ポスト
(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。	(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。 <u>ただし、分離型のもの</u>
	の充電ポストにあっては、この限りでない。
(3)~(2) 略	(3)~(5) 略

- 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合に は、充電を開始しない措置を講ずること。 9
- 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場 外れないようにす 合には、当該接続部が る措置を講ずること。 ()
- 图 $(8)\sim(10)$
- (1) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずる
- の衝突を防止する措置を講ずるこ 自動車等 (12)

ر بر ا

- (13) コネクター (充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部 分をいう。以下この号において同じ。) について、操作に伴う不時 の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な 強度を有するものにあっては、この限りでない。
- $(14) \cdot (15)$
- 16 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該 にして
 ト次
 に

掲げる措置を講ずること

盤 Y~H

密

盤 (17)

- コネクター と電気自動車等が確実に接続されていない場合に は、充電を開始しない措置を講ずること。 (9)
- 電圧が印加されている場 合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにす コネクターが電気自動車等に接続され、 る措置を講ずること。 <u>(</u>
- $(8)\sim(10)$
- 当該 速やかに操作するこ (1) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、 急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、 とができる箇所に設けること。
- 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずるこ ئد (12)
- コネクター (13)

について、操作に伴う不時 の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な 強度を有するものにあっては、この限りでない。

- 14) · (15) 略
- **账**)にして
 大次に (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、 蓄電池 (主として保安のために設けるものを除く。 掲げる措置を講ずること。

アヘド 弱

- 充電ポストに蓄電 (主として保安のために設けるものを除く。) を内蔵しないこと。 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、 知 (11)
- 密 (18)

器 (19)

2 密

(避雷設備)

第22条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。_____)に適合するものとしなければならない。

2 密

(喫煙等)

第32条 略

2 密

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、 表第2に定めるものとしなければならない。 4 第1項の消防長又は消防署長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければなら

ない。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 (併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。)

2 器 (避雷設備)

第22条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)に適合するものとしなければならない。

2 密

(喫煙等)

第32条 略

2 略

3 第1項の消防長又は消防署長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙 所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 (健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙 専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。) 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を 設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設 ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又 は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示し た標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格28210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに 客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設け なければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙 が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫 をの禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認 める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

ラ・7・9

(第4類の危険物等の貯蔵及び取扱い等)

 第52条 指定数量未満の危険物のうち、第2類又は第4類の危険物と、 <u>別表第2</u>の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量未満のも、 ののうち可燃性固体類(同表備考第5号に規定する可燃性固体類をい う。以下同じ。)又は可燃性液体類(同表備考第7号に規定する可燃 性液体類をいう。以下同じ。)を混在して貯蔵し、又は取り扱う場合 において、可燃性の蒸気が発生し、又は滞留するおそれのある場所においては、みだりに火気を使用してはならない。

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第53条 <u>別表第2</u>の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性

5 前項第2号 に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに 客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設け なければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙 が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認 める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 · 7 略

(第4類の危険物等の貯蔵及び取扱い等)

第52条 指定数量未満の危険物のうち、第2類又は第4類の危険物と、 <u>別表第3</u>の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量未満のも ののうち可燃性固体類(同表備考第5号に規定する可燃性固体類をい う。以下同じ。)又は可燃性液体類(同表備考第7号に規定する可燃 性液体類をいう。以下同じ。)を混在して貯蔵し、又は取り扱う場合 において、可燃性の蒸気が発生し、又は滞留するおそれのある場所に おいては、みだりに火気を使用してはならない。

~4 零

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第53条 <u>別表第3</u>の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性

液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

D 器

ア 可燃性固体類(<u>別表第3</u>備考第6号エに該当するものを除く。) にあっては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別 の第2類の皿の項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の 1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあって は危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第 4類の皿の項において、それぞれ適応するものとされる内装容器 (内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器) 又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め 者えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

松

(2) 可燃性液体類等(<u>別表第3</u>備考第6号エに該当するものを除く。) を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを 超えて積み重ねないこと。

2 密

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)

液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。) 並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち 動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、 次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 略

ア 可燃性固体類 (別表第2備考第6号エに該当するものを除く。) にあっては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類の皿の項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物の類別及び危険等級の別の第4類の面の項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器) 又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

とと

(2) 可燃性液体類等(<u>別表第2</u>備考第6号エに該当するものを除く。) を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを 超えて積み重ねないこと。

(3)・(4) 略

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)

にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数 (貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を<u>別表第3</u>に定める当該可燃性固体類等の数量を<u>別表第3</u>に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

X

) <u>別表第3</u>で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(<u>別表第3</u>で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 器

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第54条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)~(4) 器

(5) 再生資源燃料(<u>別表第3</u>備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって

にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数 (貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を<u>別表第2</u>に定める当該可燃性固体類等の数量を<u>別表第2</u>に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

盤

(2) <u>別表第2</u>で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル (<u>別</u> <u>表第2</u>で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第54条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(5) 再生資源燃料 (<u>別表第2</u>備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって

発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によるこっ

アヘド 弱

 1) 略

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類 (<u>別表第3</u>備 考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類 (同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。)にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保っための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

盤

(3) 略

器

密

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1 メートル (別表第3)で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵 し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、 又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構 造の壁若しくは不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼

発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

アヘド 竪

2 密

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類 (<u>別表第2</u>備 考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類 (同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。)にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保っための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

(3) 路

器

ア 郡

盤

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1 メートル (<u>別表第2</u>で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵 し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、 又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構 造の壁若しくは不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼

を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ <u>別表第3</u>に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は 取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料(建築基準法施行令第1 条第6号に規定する難燃材料をいう。)で仕上げた室内において 行うこと。

(4) 略

~

イ <u>別表第3</u>で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

(危険要因の把握)

第54条の2 <u>別表第3</u>で定める数量の100倍以上の再生資源燃料 (廃棄物 固形化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂 類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第80条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う

を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 略

工 <u>別表第2</u>に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は 取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料(建築基準法施行令第1 条第6号に規定する難燃材料をいう。)で仕上げた室内において 行うこと。

(4) 略

ア 郡

イ <u>別表第2</u>で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

(危険要因の把握)

第54条の2 <u>別表第2</u>で定める数量の100倍以上の再生資源燃料 (廃棄物 固形化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂 類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第80条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う

場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び<u>別表第3</u>で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

と整

別表第2 (第32条関係)

句	記号は黒、斜めの 帯及び枠は赤、地 は白	記号は黒、斜めの 帯及び枠は赤、地 は白	記号は黒、地は白
図記号			\$ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
表示の種類	禁煙である旨の表示	火気厳禁である旨の表示	喫煙所である旨の表示

場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び<u>別表第2</u>で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 密

第74号議案

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

豊岡市公共下水道事業計画の変更に伴い、経営の基本に関する事項を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市公営企業の設置等に関する条例(平成17年豊岡市条例第186号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「3,286.1~クタール」を「3,217.5~クタール」に改め、 同項第2号中「78,041人」を「75,201人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

経営の基本に関する事項のうち、下水道事業の経営の規模を定める計画処理区域面積及び計画処理人口を改めること。(第2条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市公営企業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	故正後(案)
(経営の基本)	(経営の基本)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。	3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。
(1) 計画処理区域面積 3,286.1~クタール	(1) 計画処理区域面積 3,217.5~クタール
(2) 計画処理人口 <u>78,041人</u>	(2) 計画処理人口 75,201人
(3) 略	(3) 略

第75号議案

令和5年度豊岡市一般会計補正予算(第3号)

令和5年度豊岡市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,819千円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,893,951千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年6月2日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

歳 入 (単位 千円)

款						項				補正前の額	補正額	計
15. 使用料及び手数料								775, 473	△1, 523	773, 950		
					1. 使	F	Ħ		料	566, 902	△1, 523	565, 379
16.	国	庫 支	出	金						5, 575, 213	△74, 689	5, 500, 524
					2. 国	庫	Ħ.	助	金	2, 758, 478	△74, 689	2, 683, 789
17.	県	支	出	金						3, 237, 482	2, 764	3, 240, 246
					2. 県	補	助	J	金	1, 233, 561	△1,610	1, 231, 951
					3. 委	章	E		金	268, 267	4, 374	272, 641
20.	繰	入		金						2, 621, 059	47, 783	2, 668, 842
					2. 基	金約	Ŗ.	入	金	2, 573, 519	47, 783	2, 621, 302
22.	諸	収		入						1, 483, 964	1, 246	1, 485, 210
					5. 雑				入	907, 257	1, 246	908, 503
23.	市			債						3, 414, 400	21, 600	3, 436, 000
					1. 市				債	3, 414, 400	21, 600	3, 436, 000
		歳	ス		合	i	+			47, 896, 770	△2,819	47, 893, 951

歳 出 (単位 千円)

		款				補正前の額	補 正 額	計
2.	総	務	費			7, 007, 288	9, 891	7, 017, 179
				1. 総 務 管	理費	6, 339, 581	7, 640	6, 347, 221
				3. 戸籍住民基本	台帳費	217, 444	2, 251	219, 695
3.	民	生	費			14, 484, 293	3, 317	14, 487, 610
				3. 児 童 福	祉 費	5, 503, 818	644	5, 504, 462
				4. 生 活 保	護費	911, 594	2, 673	914, 267
4.	衛	生	費			4, 767, 078	4, 251	4, 771, 329
				1. 保 健 衛	生費	4, 262, 809	4, 251	4, 267, 060
6.	農	林 水 産	業費			1, 774, 948	1, 574	1, 776, 522
				1. 農 業	費	1, 411, 491	424	1, 411, 915
				2. 林 業	費	338, 693	750	339, 443
				3. 水 産 業	費	24, 764	400	25, 164
8.	土	木	費			5, 138, 101	△40, 770	5, 097, 331
				2.道路橋りょ	う費	1, 776, 129	△40, 770	1, 735, 359
10.	教	育	費			5, 417, 271	12, 018	5, 429, 289
				1. 教 育 総	務費	798, 457	△2, 450	796, 007
				2. 小 学 校	費	695, 616	4, 011	699, 627
				5. 社 会 教	育 費	1, 898, 374	868	1, 899, 242
				6. 保 健 体	育 費	1, 382, 408	9, 589	1, 391, 997
12.	公	債	費			6, 093, 505	6, 900	6, 100, 405
				1. 公 債	費	6, 093, 505	6, 900	6, 100, 405
		歳	出	合 計		47, 896, 770	△2, 819	47, 893, 951

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加 (単位 千円) 事 項 期 間 限 度 額 美しい村づくり資金利子補給事業 令和6年度から 1,992 (令和5年度事業分) 令和12年度まで 豊かな海づくり資金利子補給事業(令 和 5 年 度 事 業 分) 令和6年度から 3, 319 令和12年度まで 令和6年度から 出石多目的屋内運動場指定管理料 8,085 令和10年度まで 令和6年度から 竹野川湊館指定管理料 17, 340 令和10年度まで 令和6年度から 出石家老屋敷指定管理料 6,000 令和10年度まで 令和6年度から 出石海洋センター指定管理料 128, 380 令和10年度まで 令和6年度から 豊岡総合体育館指定管理料 32,094 令和8年度まで 出石総合スポーツセンター 令和6年度から 24, 380 グラウンド指定管理料 令和10年度まで 出石総合スポーツセンター 令和6年度から 29, 300 野球場指定管理料 令和10年度まで 計 250, 890

第 3 表 地方債補正

 追加
 (単位 千円)

 起債の目的
 限度額
 起債の方法
 利率
 償還の方法

 城崎国際アートセンター整備事業費
 900
 当初予算記載のとおり記載のとおり記載のとおり記載のとおり記載のとおり

 計
 900

変 更		(単位 千円)
起債の目的	限	額
	補 正 前	補 正 後
道路整備事業費	215,500	236,600
〔 風 早 線 〕	[23,300]	[33,000]
〔 藤 井 中 森 線 〕	[7,300]	[13,600]
〔上山二見線〕	[6,900]	[12,000]
橋りょう整備事業費	258,800	258,400
〔 栃 江 橋 〕	[17,600]	[13,000]
〔 上 野 橋 〕	[83,600]	[76,000]
〔橋りょう長寿命化事業〕	[157,600]	[169,400]
計	3,414,400	3,435,100

令和5年度豊岡市一般会計 補正予算(第3号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総 括

(歳 入) (単位 千円)

			款			補正前の額	補 正 額	計
15.	使	用料	及で	び手参	数 料	775, 473	$\triangle 1,52$	3 773, 950
16.	国	庫	支	出	金	5, 575, 213	△74, 68	9 5, 500, 524
17.	県	ţ	え	出	金	3, 237, 482	2, 76	3, 240, 246
20.	繰		入		金	2, 621, 059	47, 78	3 2, 668, 842
22.	諸		収		入	1, 483, 964	1, 24	6 1, 485, 210
23.	市				債	3, 414, 400	21, 60	0 3, 436, 000
	蔚	克 入	e	計		47, 896, 770	△2,81	9 47, 893, 951

(歳 出)

		款		補 正 前 の 額	補正額	計
2.	総	務	費	7, 007, 288	9, 891	7, 017, 179
3.	民	生	費	14, 484, 293	3, 317	14, 487, 610
4.	衛	生	費	4, 767, 078	4, 251	4, 771, 329
6.	農	林 水 産	業費	1, 774, 948	1, 574	1, 776, 522
8.	土	木	費	5, 138, 101	△40, 770	5, 097, 331
9.	消	防	費	1, 591, 570	0	1, 591, 570
10.	教	育	費	5, 417, 271	12, 018	5, 429, 289
12.	公	債	費	6, 093, 505	6, 900	6, 100, 405
	歳	出合	計	47, 896, 770	△2,819	47, 893, 951

(単位 千円)

	補	正	額	の	財	源	内	訳				
特	定		財			源			_	般	財	源
国県支出金	地	方	債		そ	0	他			/J.X.	₩1	1/2/5
3, 154			900				627					5, 210
1,764												1, 553
4, 251												
5,000												△3, 426
△91, 487			20, 700									30, 017
							△1, 523					1, 523
5, 393							1, 246					5, 379
												6, 900
△71, 925			21,600				350					47, 156

2. 歳 入

(款)15. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

	l	Ħ			補正前の額	補正額	計
2. 総	務	使	用	料	42, 774	△1, 523	41, 251
計					566, 902	△1, 523	565, 379

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	54, 133	3, 154	57, 287
2. 民 生 費 国 庫 補 助 金	1, 460, 651	1, 550	1, 462, 201
3. 衛生費国庫補助金	28, 149	3, 751	31,900
6. 土 木 費 国 庫 補 助 金	490, 522	△91, 487	399, 035
21. 地方創生臨時交付金	578, 859	8, 343	587, 202
計	2, 758, 478	△74, 689	2, 683, 789

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民 生 費 県 補 助 金	488, 073	214	488, 287
5. 農林水産業費県補助金	661, 597	300	661, 897
9. 教 育 費 県 補 助 金	27, 244	△2, 124	25, 120
<u>≅</u> 1	1, 233, 561	△1,610	1, 231, 951

節				説	明	
区	分	金	額		/1	
1. 総務管理	里使用料		△1, 523	行政財産目的外使用料	$\triangle 1,523$	

(単位 千円)

節			記	明	
	区 分	金 額		,,	
1. 糸	^{総務管理費補助金}	3, 154	マイナンバーカード交付事務費補助金 マイナポイント事業費補助金 生物多様性保全推進交付金	4, 297 △2, 046 903	
1. 衤	社会福祉費補助金	1, 336	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	1, 336	
3. 児	尼童福祉費補助金	214	放課後児童健全育成事業費補助金	214	
1. 侈	呆健衛生費補助金	3, 751	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	3, 751	
	道路橋りよう費補助 金	△91, 487	社会資本整備総合交付金 道路改良事業費 防災・安全交付金 橋りよう新設改良事業費 道路メンテナンス事業費補助金 橋りよう新設改良事業費 橋りよう長寿命化事業費	$\triangle 21,021$ $\triangle 21,021$ $\triangle 11,505$ $\triangle 11,505$ $\triangle 58,961$ $\triangle 7,009$ $\triangle 51,952$	
1. 均	地方創生臨時交付金	8, 343	地方創生臨時交付金	8, 343	

節				説	明	
区	分	金	額			
3. 児童社	国祉費補助金		214	放課後児童健全育成事業費補助金	214	
1. 農業	費補助金		300	みどりの食料システム戦略推進交付金	300	
1. 教育総務費補助金			2, 124	中学校部活動指導員配置事業費補助金 コーディネーター配置支援等体制整備費補助金	△2, 000 △124	

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
3. 衛 生 費 委 託 金	6, 431	500	6, 931
4. 農林水産業費委託金	83, 200	4, 700	87, 900
7. 教 育 費 委 託 金	8, 518	△826	7, 692
11th	268, 267	4, 374	272, 641

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1, 645, 246	47, 156	1, 692, 402
6. コウノトリ基金繰入金	21, 827	627	22, 454
# <u></u>	2, 573, 519	47, 783	2, 621, 302

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑 入	905, 745	1, 246	906, 991
計	907, 257	1, 246	908, 503

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

	目		補正前の額	補正額	計
2. 総	務	債	211, 200	900	212, 100
8. 土	木	債	689, 200	20,700	709, 900

	節			説	明
区	分	金	額		,,
1. 保健衛	生費委託金		500	海岸漂着物地域対策推進事業委託金	500
1. 農業	費委託金		4, 700	基盤整備促進事業委託金	4, 700
1. 教育総	務費委託金		△826	ひょうごがんばり学びタイム事業委託金 幼児期と児童期の円滑な接続推進事業委託金 コミュニティ・スクール推進事業委託金	△1,066 150 90

(単位 千円)

	節		説	明
	区 分	金 額	<i>N</i> -2	,,
1.	財政調整基金繰入金	47, 156	財政調整基金繰入金	47, 156
1	コウノトリ基金繰入 金	627	コウノトリ基金繰入金	627

(単位 千円)

		節				明		
	区	分	金	額		,,		
2.	学校給	食徴収金		1, 246	学校給食徴収金		1, 246	

	節			説	明
区	分	金	額	<i>V</i> -2	,,
1. 総務管	理債		900	城崎国際アートセンター整備事業債	900
2. 道路橋り	よう債		20, 700	道路整備事業債 風早線 藤井中森線 上山二見線 橋りょう整備事業債 栃江橋 上野橋 橋りよう長寿命化事業	$21, 100$ $9, 700$ $6, 300$ $5, 100$ $\triangle 400$ $\triangle 7, 600$ $11, 800$

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
計	3, 414, 400	21, 600	3, 436, 000

	節			説	明
区	分	金	額	7,2	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	150,14 641
5. 財 産 管 理 費	826, 273	1,866	828, 139				1,866
6. 企 画 費	615, 886	946	616, 832		900		46
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	99, 892	1, 530	101, 422	903		627	
34. 地方創生推進事業	776, 827	3, 298	780, 125				3, 298
費							
計	6, 339, 581	7,640	6, 347, 221	903	900	627	5, 210

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

					補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補 正	額	計	特	定		財	源			一般財源
					国県支出金	地	方	債	そ	の	他	100,14 041
1. 戸籍住民基本台帳費	217, 444	2,	251	219, 695	2, 251							
計	217, 444	2,	251	219, 695	2, 251							

							. 177/
			節				
	区		分	金	額	説明	
11.	役	務	費		405	財産管理費 【資産活用課】	1,866
12.	委	託	料		1, 461	手数料 業務委託料 測量業務	405 1, 461
12.	委	託	料		946	城崎国際アートセンター管理費 【文化・スポーツ振 興課】 投資委託料 設計	946 946
10.	需	用	費		550		607
12.	委	託	料		903	(大)	627 550
13.	使用	料及び	賃借料		77	重機借上料 生物多様性推進事業費 【コウノトリ共生課】 業務委託料 外来種対策行動計画策定用基礎資料作成業務	77 903 903
8.	旅		費		645	英語教育推進事業費 【学校教育課】	1, 798
10.	需	用	費		66	普通旅費 消耗品費	645 66
11.	役	務	費		73	手数料業務委託料	73 246
12.	委	託	料		1, 746		768
18.	負担 交	金、補, 付	助及び金		768	自治体国際化協会 研修旅費 地域おこし協力隊推進事業費 【地域づくり課】 業務委託料 地域おこし協力隊サポート業務	724 44 1, 500 1, 500

	節				(+-1:1-2-	1 1 37
区	分	金	額	説	明	
12. 委	託 料		2, 251	戸籍住民基本台帳事務費 【市民課】 業務委託料 マイナポイント手続き支援業務		2, 251 2, 251

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

						補	正	額	の	財	源	内	訳	
目	補正前の額	補	正	領	計	特	定		財	源			_	·般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他		7507.4 10.11
2. 放課後児童クラブ 運 営 費	318, 846		6	44	319, 490	428								216
計	5, 503, 818		6	44	5, 504, 462	428								216

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	732/17 1/21
1. 生活保護総務費	55, 914	2, 673	58, 587	1, 336			1, 337
: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	911, 594	2, 673	914, 267	1, 336			1, 337

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

						補	正	額	0)	財	源	内	訳
	目		補正前の額	補 正 額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	750.4 61.
3. 予	防	費	230, 375	3, 751	234, 126	3, 751							
4. 環	境衛	生 費	19, 685	500	20, 185	500							
	計		4, 262, 809	4, 251	4, 267, 060	4, 251							

	節					
区	分	金	額	説	Б	月
10. 需	用 費		644	放課後児童健全育成事業費 修繕料	【幼児育成課】	644 644

(単位 千円)

	節					
区	分	金	額	説	明	
12. 委	託 彩		2, 673	生活保護適正実施推進事業費 【社会福祉課 業務委託料 生活保護システム改修業務]	2, 673 2, 673

	節				
区	分	金	額	説	明
1. 報		酬	2, 672	人件費 会計年度任用職員報酬	3, 751 2, 672
3. 職 員	手 当	等	566		2, 672 2, 672 209
4. 共	済	費	513		357 205 308
12. 委	託	料	500	クリーン作戦推進事業費 【生活環境課】 業務委託料 海岸漂着物回収処理等業務	500 500

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

				補	正額の	財 源 内	訳
I	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
3. 農 業 振 興 費	541, 467	424	541, 891	300			124
5. 農 地 費	609, 557	0	609, 557	4, 700			△4, 700
計	1, 411, 491	424	1, 411, 915	5, 000			△4, 576

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

					補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補正	額	計	特	定		財	源			一般財源
					国県支出金	地	方	債	そ	の	他	150,14 641
1. 林 業 総 務 費	37, 480		750	38, 230								750
計	338, 693		750	339, 443								750

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	742717 1031
2. 水産業振興費	7, 980	400	8, 380				400
111-1-1 111-1-1	24, 764	400	25, 164				400

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	750 4 54
3. 道路新設改良費	147, 504			0	147, 504	△21,021		21,	100				△79

	節				
区	分	金	額	説	明
18. 負担金、交	補助及び付 金		424	農業振興事業費 【農林水産課】 利子補給金 美しい村づくり資金 有機農業産地づくり推進事業費 交付金 有機転換推進事業交付金	124 124 124 124 【農林水産課】 300 300 300
				財源更正	

(単位 千円)

	節				
区	分	金	額	説	
11. 役	務費		750	林業総務費 【農林水産課】 手数料	750 750

(単位 千円)

節			
区分	金額	説	明
18. 負担金、補助及び 交 付 金	400	水産業振興事業費 【農林水産課】 利子補給金 豊かな海づくり資金	400 400 400

	節			言说		
区	分	金	額	説	明	
				財源更正		

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	142714 1031
4. 雪 害 対 策 費	355, 798	7, 730	363, 528				7, 730
5. 橋りょう維持費	490, 463	△18, 000	472, 463	△51, 952	11,800		22, 152
6. 橋りょう新設改良費	278, 500	△30, 500	248, 000	△18, 514	△12, 200		214
計	1, 776, 129	△40,770	1, 735, 359	△91, 487	20, 700		30, 017

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	150,14 154
1. 常 備 消 防 費	1, 063, 286			0	1, 063, 286						△1,	523	1, 523
計	1, 591, 570			0	1, 591, 570						$\triangle 1$,	523	1, 523

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

				補	正額の	財 源 内	訳
I	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	750.4 61.
4. 教育研修センター 費	10, 272	150	10, 422	150			
5. 学校振興費	285, 854	△2, 600	283, 254	△3, 100			500

			(十四 111)
食	j		
区 分	金額	説	明
10. 需 用	費 7,730	雪害対策事業費 【建設課】 修繕料	7, 730 7, 730
14. 工 事 請 負	費 △18,000	橋りょう長寿命化事業費 【建設課】 補修工事費 橋りょう等	△18, 000 △18, 000
14. 工 事 請 負	費 △30,500	栃江橋整備事業費 【建設課】 整備工事費 栃江橋 上野橋整備事業費 【建設課】 整備工事費 上野橋	$\triangle 10,500$ $\triangle 10,500$ $\triangle 20,000$ $\triangle 20,000$

(単位 千円)

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

		節				
	<u>×</u>	分	金	額	説	明
7. 報	償	費		50	教育研修センター管理費 【学校教育課】 報償金	150 50
8. 旅		費		26	報	26 74
10. 需	用	費		74	们和加 有	74
1. 報		酬		△1,624	人件費 会計年度任用職員報酬	$\triangle 1,624$ $\triangle 1,624$
7. 報	償	費		△1,023	中学校部活指導員(学校教育課)	$\triangle 1,624$
8. 旅		費		31	学校振興事業費 【学校教育課】 報償金	
10. 需	用	費		16	費用弁償 普通旅費	15 16

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	100,14 10,11
(学校振興費)							
∄ †	798, 457	△2, 450	796, 007	△2, 950			500

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	742717 1/21
1. 小学校管理費	551, 019	4, 011	555, 030				4, 011
11 H	695, 616	4,011	699, 627				4, 011

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

					補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補 🏻	至額	計	特	定		財	源			一般財源
					国県支出金	地	方	債	そ	0)	他	1277101
9. 博物館等管理費	134, 617		868	135, 485								868
<u> </u>	1, 898, 374		868	1, 899, 242								868

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	142714 1031
8. 学校給食費	395, 021	9, 589	404, 610	8, 343		1, 246	
計	1, 382, 408	9, 589	1, 391, 997	8, 343		1, 246	

	節					
区	分	金	額	說	明	
				修繕料		16

(単位 千円)

	節				(1 1 47
区	分	金	額	説	明	
12. 委	託 料		4, 011	学校施設管理費 【教育総務課】 業務委託料 測量業務		4, 011 4, 011

(単位 千円)

	節				
区	分	金額	説		明
14. 工 事 請	負 費	868	歴史博物館管理費 設置工事費 空調設備	【文化・スポーツ振興課】	868 868

	節						
区	分	金	額		説	明	
10. 需	用費		9, 589	期用需用費 賄材料費	【教育総務課】		9, 589 9, 589

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	1127711/21
1. 元 金	5, 909, 029	6, 900	5, 915, 929				6, 900
計	6, 093, 505	6, 900	6, 100, 405				6, 900

節					
区 分	金	額	説	明	
22. 償還金、利子及び割引 **		6, 900	市債元金 【財政課】 市債元金		6, 900 6, 900

補正予算給与費明細書

2 一般職 (1) 総 括

(1) WG 111								
区分	職員数(人)	報 酬 (千円)	<u>給</u> 給 料 (千円)	# 費 職員手当 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備考
補正後	(892) 852	1, 210, 195	3, 055, 354	2, 014, 498	6, 280, 047	1, 219, 567	7, 499, 614	
補正前	(890) 852	1, 209, 147	3, 055, 354	2, 013, 932	6, 278, 433	1, 219, 054	7, 497, 487	
比 較	(2)	1,048	0	566	1,614	513	2, 127	

() 内は、短時間勤務職員

						1
	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	99, 670	42, 855	115, 815	912	16, 199
	補正前	99, 670	42, 855	115, 606	912	16, 199
	比 較	0	0	209	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補 正 後	196, 435	37, 020	11, 470	86, 433	700
の内訳	補正前	196, 435	37, 020	11, 470	86, 433	700
	比 較	0	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	856, 429	503, 510	47, 050		
	補正前	856, 072	503, 510	47, 050		
	比 較	357	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

	→ P1 1	人 上/小师人	/ 1 - 1/1/23						
区	分	職員数	報酬		チ 費 費 職員手当		共 済 費	合 計	備考
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正	E後	() 788		2, 909, 190	1, 747, 939	4, 657, 129	955, 270	5, 612, 399	
補正	E 前	() 788		2, 909, 190	1, 747, 939	4, 657, 129	955, 270	5, 612, 399	
比	較	()		0	0	0	0	0	

)内は、短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	99, 670	42, 855	66, 704	912	16, 199
	補正前	99, 670	42, 855	66, 704	912	16, 199
	比 較	0	0	0	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補正後	196, 435	37, 020	11, 470	86, 433	700
の内訳	補正前	196, 435	37, 020	11, 470	86, 433	700
	比 較	0	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	638, 981	503, 510	47, 050		
	補正前	638, 981	503, 510	47, 050		
	比 較	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

	十尺江川帆貝							
区分	職員数(人)	報 酬 (千円)	<u>給</u> 給料 (千円)	<u>費</u> 費 職員手当 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備考
補正後	(892) 64	1, 210, 195	146, 164	266, 559	1, 622, 918	264, 297	1, 887, 215	
補正前	(890) 64	1, 209, 147	146, 164	265, 993	1, 621, 304	263, 784	1, 885, 088	
比 較	(2)	1,048	0	566	1,614	513	2, 127	

() 内は、短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			49, 111		
	補正前			48, 902		
	比 較			209		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補 正 後					
の内訳	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	217, 448				
	補正前	217, 091				
	比 較	357				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(2) 給料及で	『職員手当の増減						
区 分	増 減 額 (千円)	増減事由	別内訳 (千円)	説	明	備	考
		給与改定に 伴う増減分	0				
給 料	0	昇給に伴う 増 加 分	0				
		その他の 増 減 分	0	職員の変動によるもの	0 千円		
		制度改正に 伴う増減分	0				
職員手当	566	その他の 増 減 分	566	扶住通単特時 等手手 等手手 等手手 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千		

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末 及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

	区		分		前前年度末現在高	前 年 度 ラ 補正前の額	末 現 在 高	i 見 込 額 補正後の額
1. 普	通	債			30, 150, 527	28, 623, 518		28, 090, 718
(1)	総			務	4, 385, 078	3, 959, 718	△ 22, 400	3, 937, 318
(3)	衛			生	5, 285, 633	4, 706, 231	△ 3,500	4, 702, 731
(4)	農	林	水	産	1, 018, 090	1, 096, 494	△ 14, 700	1, 081, 794
(6)	土			木	7, 010, 903	7, 588, 805	△ 378, 700	7, 210, 105
(7)	消			防	3, 591, 986	3, 174, 009	△ 22, 200	3, 151, 809
(8)	教			育	7, 329, 669	6, 770, 221	△ 91,300	6, 678, 921
3. そ	の他	債			15, 751, 836	14, 683, 095	△ 700	14, 682, 395
(5)	過 疎 (過疎地:	対 第 域持続的		業 債 事業分)	415, 436	409, 068	△ 700	408, 368
	合		計		46, 189, 535	43, 544, 889	△ 533, 500	43, 011, 389

(単位 千円)

当該	年 度 中	増 減 見	込み	业 抜 年 亩	士 珇 左	古 日 江 妬
当 該 年	度 中 起 債	見込額	当該年度中	当該年度	末現在	高 見 込 額
補正前の額	補 正 額	補正後の額	元金償還見 込 額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
3, 100, 900	498, 500	3, 599, 400	4, 326, 094	27, 405, 224	△ 41, 200	27, 364, 024
211, 200	900	212, 100	608, 325	3, 562, 593	△ 21,500	3, 541, 093
130, 400		130, 400	682, 822	4, 153, 809	△ 3,500	4, 150, 309
304, 500	13, 900	318, 400	95, 133	1, 305, 861	△ 800	1, 305, 061
689, 200	386, 800	1, 076, 000	942, 025	7, 335, 980	8, 100	7, 344, 080
148, 500	9,000	157, 500	615, 673	2, 706, 836	△ 13, 200	2, 693, 636
1, 486, 500	87, 900	1, 574, 400	1, 134, 639	7, 128, 982	△ 10, 300	7, 118, 682
313, 500		313, 500	1, 546, 636	13, 449, 959	△ 700	13, 449, 259
119, 900		119, 900	138, 864	390, 104	△ 700	389, 404
3, 414, 400	498, 500	3, 912, 900	5, 915, 929	41, 050, 260	△ 41,900	41, 008, 360

歳入補正予算総括表

意	Ż	名	5	称	補正前の額	補正額	計
15	使 用	料及	び手参	数 料	775, 473	△ 1,523	773, 950
16	国	庫 3	支 出	金	5, 575, 213	△ 74, 689	5, 500, 524
17	県	支	出	金	3, 237, 482	2, 764	3, 240, 246
20	繰	J	(金	2, 621, 059	47, 783	2, 668, 842
22	諸	ŢŢ	Z	入	1, 483, 964	1, 246	1, 485, 210
23	市			債	3, 414, 400	21, 600	3, 436, 000
	歳	入合	計		47, 896, 770	△ 2,819	47, 893, 951

	主な		
	△ 1,523		
マイナンバーカード交付事務費	4, 297	マイナポイント事業費	△ 2,046
生物多様性保全推進交付金	903	生活困窮者就労準備支援事業費等	1, 336
放課後児童健全育成事業費	214	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	3, 751
社会資本整備総合交付金	△ 21,021	防災・安全交付金	\triangle 11,505
道路メンテナンス事業費	△ 58,961	地方創生臨時交付金	8, 343
放課後児童健全育成事業費	214	みどりの食料システム戦略推進交付金	300
中学校部活動指導員配置事業費	△ 2,000	コーディネーター配置支援等体制整備費	△ 124
海岸漂着物地域対策推進事業委託金	500	基盤整備促進事業委託金	4,700
ひょうごがんばり学びタイム事業委託金	△ 1,066	幼児期と児童期の円滑な接続推進事業委託金	150
コミュニティ・スクール推進事業委託金	90		
財政調整基金	47, 156	コウノトリ基金	627
学校給食徴収金	1, 246		
城崎国際アートセンター整備事業債	900	道路整備事業債	21, 100
橋りょう整備事業債	△ 400		

歳出補正予算総括表

志	欠	名	称	補正前の額	補正額	計
2	総	務	務		9, 891	7, 017, 179
3	民	生	費	14, 484, 293	3, 317	14, 487, 610
4	衛	生	費	4, 767, 078	4, 251	4, 771, 329
6	農	林 水 産	業費	1, 774, 948	1, 574	1, 776, 522
8	土	木	費	5, 138, 101	△ 40,770	5, 097, 331
10	教	育	費	5, 417, 271	12, 018	5, 429, 289
12	公	債 費		6, 093, 505	6, 900	6, 100, 405
	景	轰 出 合 計		47, 896, 770	△ 2,819	47, 893, 951

	主な	内 容	
財産管理費	1,866	城崎国際アートセンター管理費	946
コウノトリ野生復帰推進事業費	627	生物多様性推進事業費	903
英語教育推進事業費	1,798	地域おこし協力隊推進事業費	1, 500
戸籍住民基本台帳事務費	2, 251		
放課後児童健全育成事業費	644	生活保護適正実施推進事業費	2, 673
人件費	3, 751	クリーン作戦推進事業費	500
農業振興事業費	124	有機農業産地づくり推進事業費	300
林業総務費	750	水産業振興事業費	400
雪害対策事業費	7, 730	橋りょう長寿命化事業費	△ 18,000
栃江橋整備事業費	\triangle 10,500	上野橋整備事業費	△ 20,000
人件費	△ 1,624	教育研修センター管理費	150
学校振興事業費	△ 976	学校施設管理費 (小)	4,011
歴史博物館管理費	868	賄用需用費	9, 589
市債元金	6, 900		

歳出節別補正予算

番号		節別		補正前の額	補正額	計
1	報		酬	1, 466, 945	1, 048	1, 467, 993
3	職員	手	当 等	2, 072, 837	566	2, 073, 403
4	共	済	費	1, 262, 185	513	1, 262, 698
7	報	償	費	211, 960	△ 973	210, 987
8	旅		費	59, 460	702	60, 162
10	需	用	費	1, 716, 446	18, 669	1, 735, 115
11	役	務	費	405, 933	1, 228	407, 161
12	委	託	料	4, 280, 916	14, 491	4, 295, 407
13	使 用 料	及び	賃 借 料	321, 366	77	321, 443
14	工 事	請	負 費	3, 831, 545	△ 47, 632	3, 783, 913
18	負担金、	補助及	び交付金	11, 008, 760	1, 592	11, 010, 352
22	償還金、	利子及	び割引料	6, 136, 255	6, 900	6, 143, 155
	歳出	1 合 計		47, 896, 770	△ 2,819	47, 893, 951

歳出性質別補正予算

番号		性	質	別		補正前の額	補正額	計
1	人		件		費	8, 337, 177	1, 918	8, 339, 095
2	物		件		費	6, 426, 838	26, 056	6, 452, 894
3	維	持	補	修	費	205, 094	8, 374	213, 468
5	補	助		費	等	10, 189, 751	619	10, 190, 370
6	普	通 建	設	事 業	費	5, 060, 348	△ 46,686	5, 013, 662
(1)	補	助	事	業	費	1, 562, 976	△ 48,500	1, 514, 476
(2)	単	独	事	業	費	3, 458, 872	1,814	3, 460, 686
9	公		債		費	6, 093, 486	6, 900	6, 100, 386
(1)	元	利	償	還	費	6, 090, 486	6, 900	6, 097, 386
(7)	元				金	5, 909, 029	6, 900	5, 915, 929
	厉	歳 出 台	言言	+		47, 896, 770	△ 2,819	47, 893, 951

一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業> (単位:千円)

	事業名		特	定 財	源	5八十十八百
	事	予算額	国県支出金	地 方 債	その他	一般財源
総務費	城崎国際アートセンター管理費	946	0	900	0	46
	小計	946	0	900	0	46
土木費	風 早 線 道 路 改 良 事 業 費	0	△ 9,734	9, 700	0	34
	藤井中森線道路改良事業費	0	△ 6, 247	6, 300	0	△ 53
	上山二見線道路改良事業費	0	△ 5,040	5, 100	0	△ 60
	橋りょう長寿命化事業費	△ 18,000	△ 51,952	11,800	0	22, 152
	栃 江 橋 整 備 事 業 費	△ 10,500	△ 7,009	△ 4,600	0	1, 109
	上 野 橋 整 備 事 業 費	△ 20,000	△ 11,505	△ 7,600	0	△ 895
	小計	△ 48,500	△ 91, 487	20, 700	0	22, 287
教育費	歴 史 博 物 館 管 理 費	868	0	0	0	868
	小計	868	0	0	0	868
	合 計	△ 46,686	△ 91, 487	21,600	0	23, 201

一般会計地方債の内訳

(単位:千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
公 共 事 業 等 債 (充 当 率 90%)	橋りょう整備事業	栃江橋整備事業	△ 4,600
		上野橋整備事業	△ 7,600
		橋りょう長寿命化事業	△ 6,400
	小	計	△ 18,600
辺地対策事業債 (充当率100%)	道路整備事業	藤井中森線整備事業	6, 300
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	△ 7, 200
	/\	計	△ 900
過 疎 対 策 事 業 債 (充 当 率 100%)	城崎国際アートセンター 整備事業	城崎国際アートセンター整備事業	900
	道路整備事業	風早線整備事業	9, 700
		上山二見線整備事業	5, 100
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	25, 400
	小	計	41, 100
	合	計	21, 600